

※ 令和3年12月20日「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会WG事業の在り方検討班」資料1（一部修正）

就労支援のあり方について

検討の視点と主な意見

第1回論点整理検討会において示された議論の視点

- ・ **就労準備支援事業・家計改善支援事業の在り方について**
 - ー 平成30年改正法での努力義務化以降の実施状況を踏まえた事業の在り方の検討
- ・ **ハローワーク等と連携した就労支援の在り方について**
 - ー 高齢者や新型コロナウイルスの影響で新たに顕在化した相談者層の就労ニーズへの対応の在り方の検討
- ・ **就労に向けた準備の機会の確保について**
 - ー 就労準備支援事業、認定就労訓練事業について、利用の動機付けや就労体験・訓練の場の更なる開拓に向けた検討

第1回論点整理検討会における主な意見について

- 両事業について、近年の実績や特例貸付の償還が始まることを踏まえ、必須化すべきではないか。その際、単に必須化するだけではなく、事業を行う必要性を自治体に理解してもらうための仕組み、場を設ける必要があるのではないかと。（生水構成員、新保構成員、行岡構成員）
- 就労支援について、常用就職だけではなく多様なゴールが考えられるが、どのようなゴールや指標を設定するのかを考えなければならないのではないかと。（朝比奈構成員、大津構成員、駒村構成員、五石構成員、西岡構成員）
- 就労準備支援事業等について、経済的に困窮している方は、交通費なし・無給では受講するというのが難しい。事業者側にとっても認定就労訓練事業は登録手続きが煩雑である一方で、あまりメリットがない。利用者・受入れ側双方のインセンティブが必要ではないかと。（田辺構成員、西岡構成員）
- 就労支援だけではなく、定着支援やキャリア形成も意識した教育訓練も取り入れたプログラムが必要ではないかと。（西岡構成員）
- 非正規で仕事をしている女性など、就労しているが十分な収入がない層に対して、PCを使えるようにするなどの訓練も必要ではないかと。（渡辺構成員）
- 生活保護を受給せず就労による自立を目指す意欲の高い方に対して、給付付きの就労訓練を大胆に拡大していくなどの支援が考えられないかと。（渡辺構成員）

検討の視点と主な意見

第1回ワーキンググループ（11月22日合同開催）における主な意見について

- 家計改善支援事業と就労準備支援事業の必須化に当たっては、自立相談支援事業を含めた3事業の協働の在り方、自立からのつなぎの体制、人員配置の考え方などの運用面も併せて検討する必要がある。（楠木構成員）
- 常用就職を目指した就労支援が本人の尊厳を奪っていくことがある。即効性のある就労支援が本人の動機付けを高めることも実感しており、就労支援の在り方・選択肢を多様化することが重要。（朝比奈構成員）
- 働いて収入を得ることができれば自立が加速する。ひきこもっていても翌日から働ける場所を提供するなど、柔軟な体制を確保することが重要。（高木構成員）
- 就労訓練事業がうまく機能していないので、どのように活性化させるか考える必要がある。（五石構成員）

資料構成

1. 自立相談支援事業における就労支援の現状と課題	P.4
2. 就労準備支援事業の現状と課題	P.12
3. 認定就労訓練事業の現状と課題	P.25
4. 新型コロナウイルス感染症による相談支援の影響等	P.34
就労支援のあり方に関する検討の視点	P.39

1. 自立相談支援事業における就労支援の現状と課題

【データに関する留意事項】

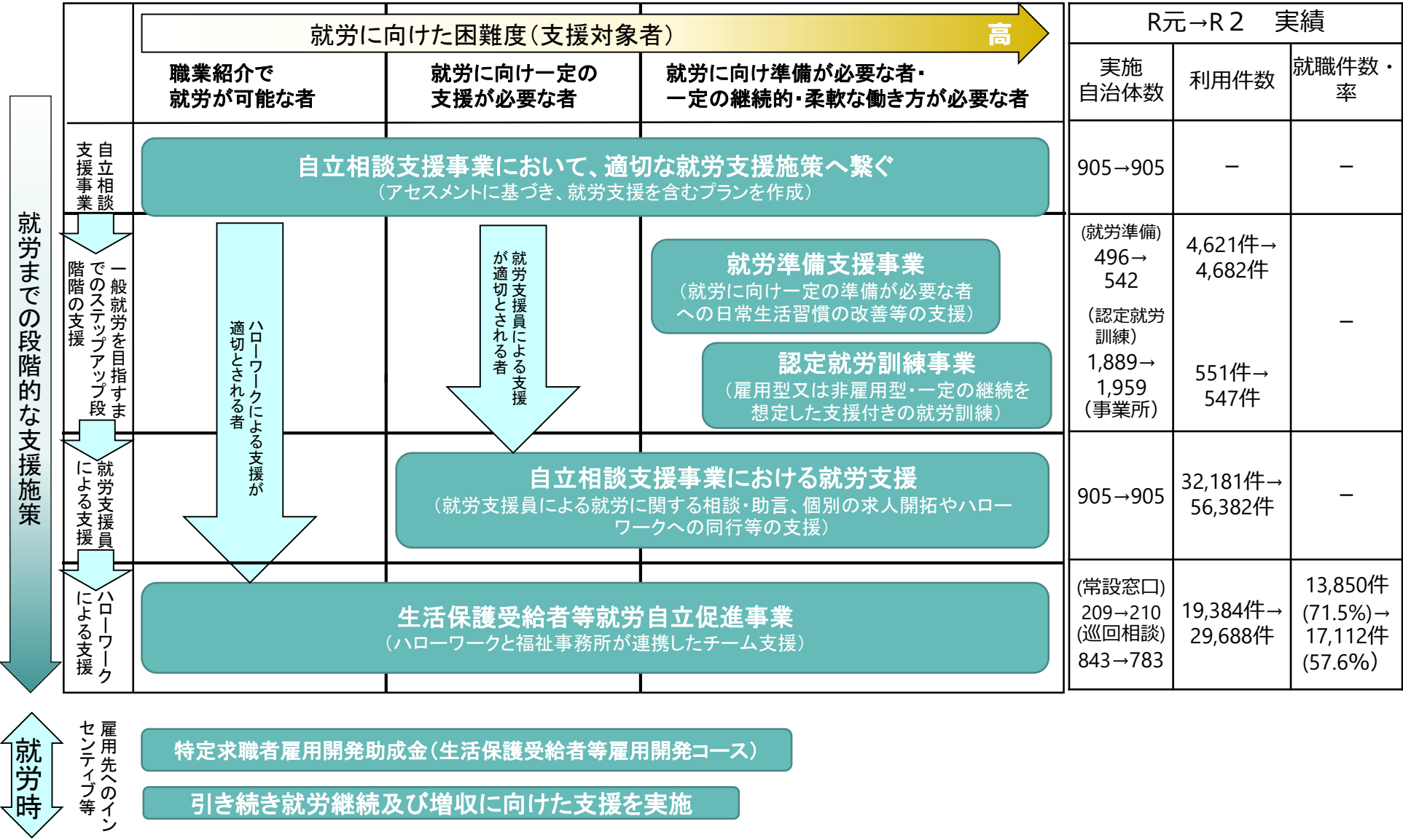
※ 生活困窮者自立支援統計システム

- 新型コロナの影響による申請・相談等の急増に伴い、以下の通りシステムへの入力を簡素化しているため、全ての新規相談が入力されているものではないことに留意。
 - ・ 緊急小口資金等の特例貸付については、自立相談支援事業等による支援を実施し、相談受付・申込票により利用申込をする場合のみ入力。
 - ・ 住居確保給付金の支給のみでプラン作成をしない場合は入力不要とし、自立相談支援事業による継続的な支援や、その他の任意事業等を活用する場合のみ入力。
- システムのデータは令和3年9月3時点。

※ 令和3年度社会福祉推進事業「多様な就労支援の確保のための労働施策との連携のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査

- ・ 537件（調査対象：福祉事務所設置自治体、回収率：59.8%）の回答を集計。

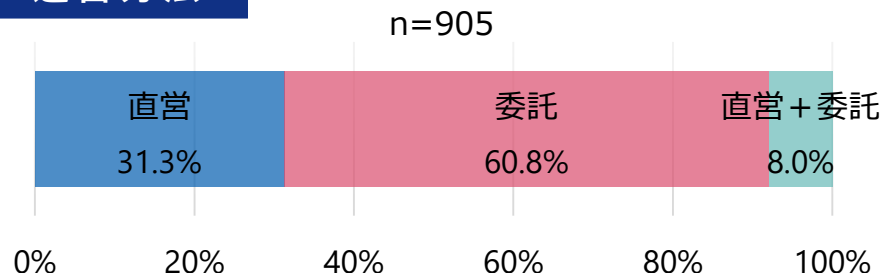
生活困窮者に対する就労支援



自立相談の就労支援の実施状況等

○自立相談支援事業の運営方法について、直営方式との併用を含めて、約7割の自治体が委託により実施している。委託先は社会福祉協議会（77.2%）が最も多く、次いでNPO法人（11.7%）となっている。

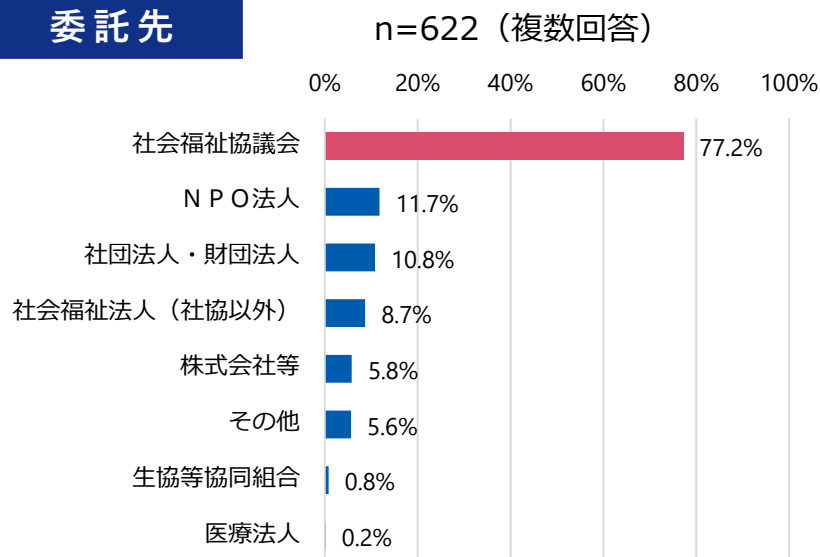
運営方法



支援員の配置状況

主任相談支援員	1,223人 (うち専任は516人 (42.2%))
相談支援員	2,858人 (うち専任は1,532人 (53.6%))
就労支援員	1,848人 (うち専任は905人 (49.0%))

委託先



人口規模	R1年度				人口10万人当たりの平均就労支援員数
	全支援員数 (実人数)	職種別の状況			
		主任相談 支援員数	相談 支援員数	就労 支援員数	
5万人未満	2.52	0.93	1.41	1.06	3.53
5万人以上10万人未満	3.08	1.15	1.71	1.27	2.14
10万人以上30万人未満	3.56	1.32	2.00	1.45	1.35
30万人以上50万人未満	13.95	4.72	8.33	5.76	0.92
50万人以上100万人未満	31.15	10.12	18.69	13.23	0.96
100万人以上	73.36	24.09	42.82	30.45	1.09
全体	5.15	1.35	3.16	2.04	1.46

※ R1「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の事業実績調査」（困窮室調べ）

※ 運営方法、委託先は、R1「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の事業実績調査」（困窮室調べ）の令和2年10月時点の実施状況

自立相談の就労支援の実施状況等

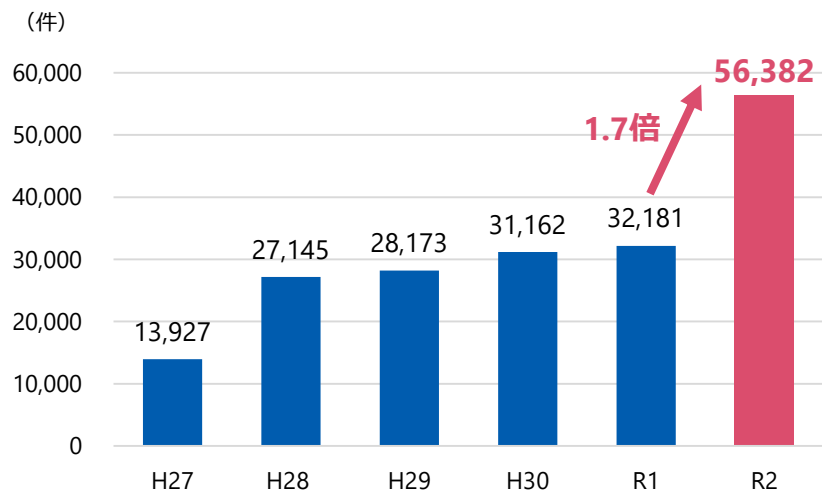
- 自立相談支援事業における就労支援の利用件数は56,382件で、令和元年度と令和2年度を比較するとおよそ1.7倍に増加している。
- 利用者の特性は「経済的困窮」が最も多く、次いで「就職活動困難」、「住まい不安定」などが多い。

自立相談における就労・増収率

就労支援対象者数	就労支援利用者数	就労・増収者数	就労・増収率
76,045件	56,382件	20,439件	27%

※ 令和2年度支援状況調査（困窮室調べ）

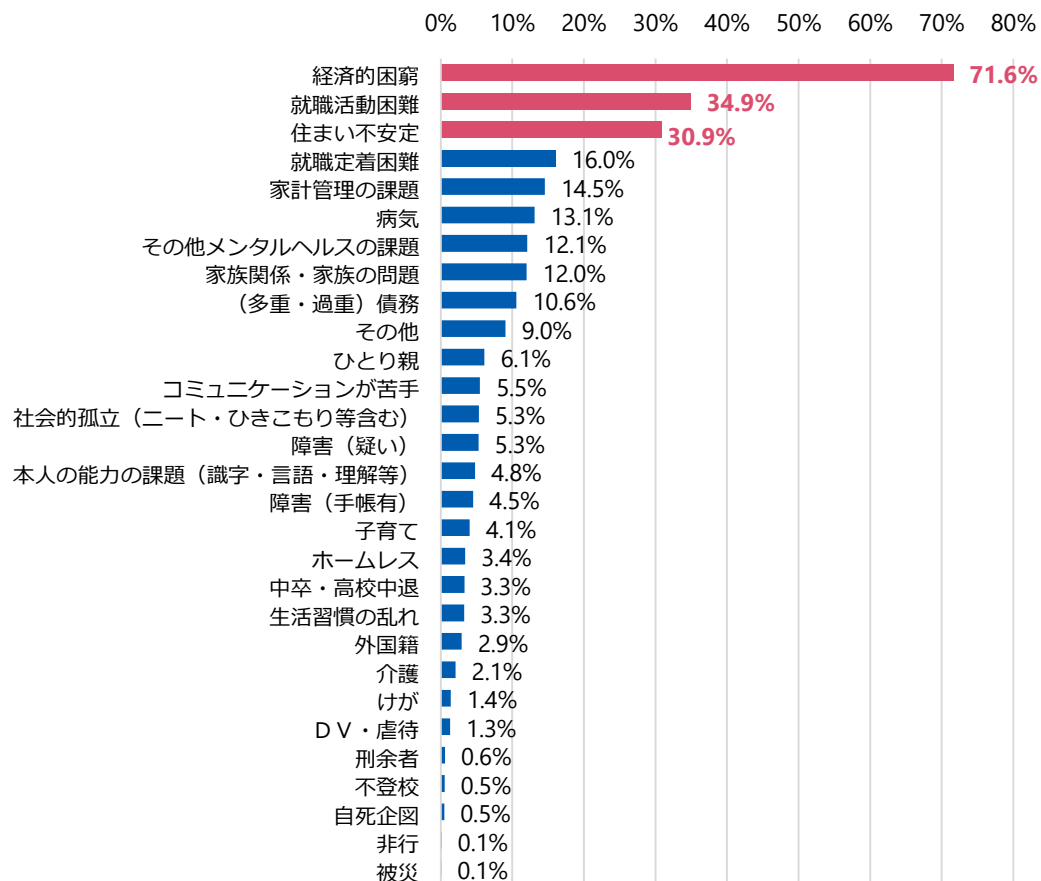
自立相談の就労支援利用件数の推移



※ 令和2年度支援状況調査（困窮室調べ）

利用者の特性

(n=53,243)

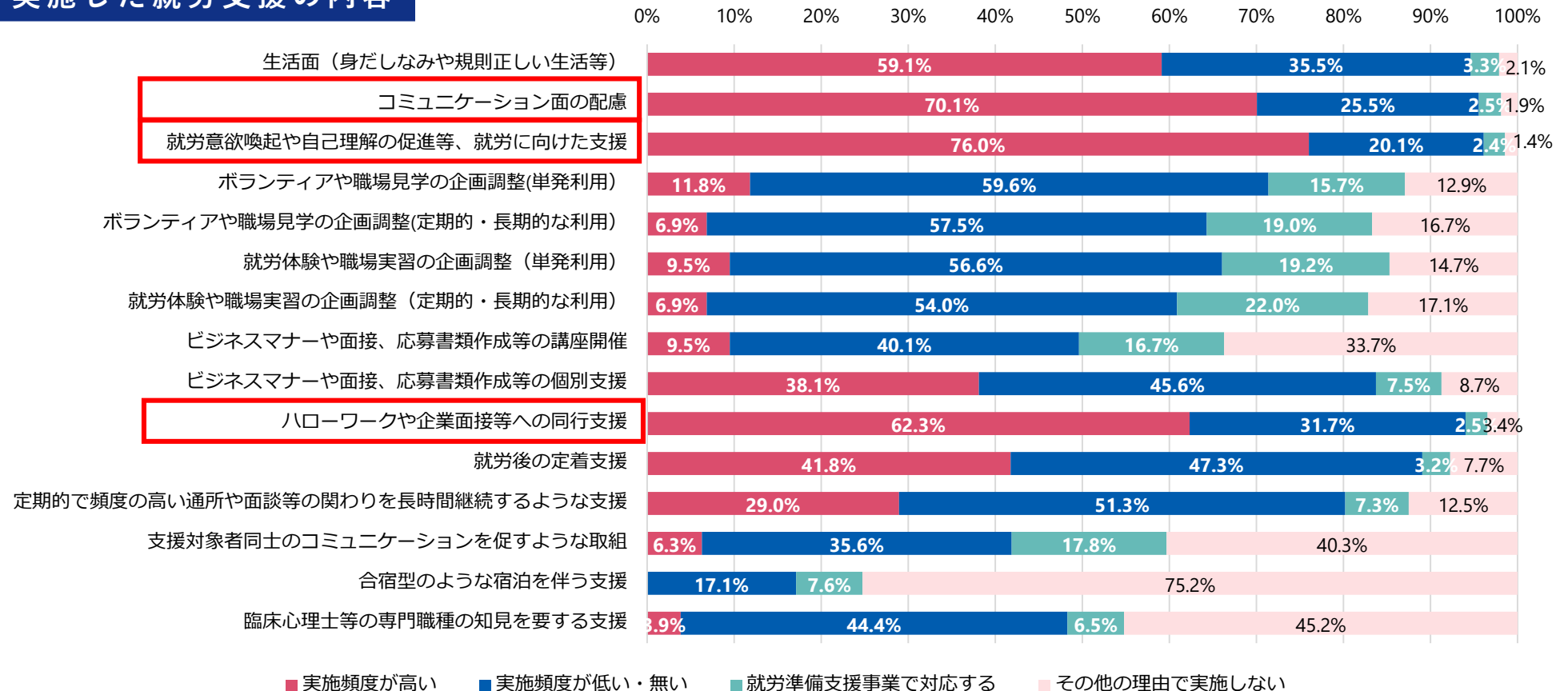


※ 生活困窮者自立支援統計システムより抽出（令和2年度）

自立相談支援事業における就労支援

- 自立相談支援事業における就労支援について、「実施頻度が高い」項目は、「就労意欲喚起や自己理解の促進等、就労に向けた支援」が最も高く、次いで「コミュニケーション面の配慮」、「ハローワークや企業面接等への同行支援」となっている。

実施した就労支援の内容



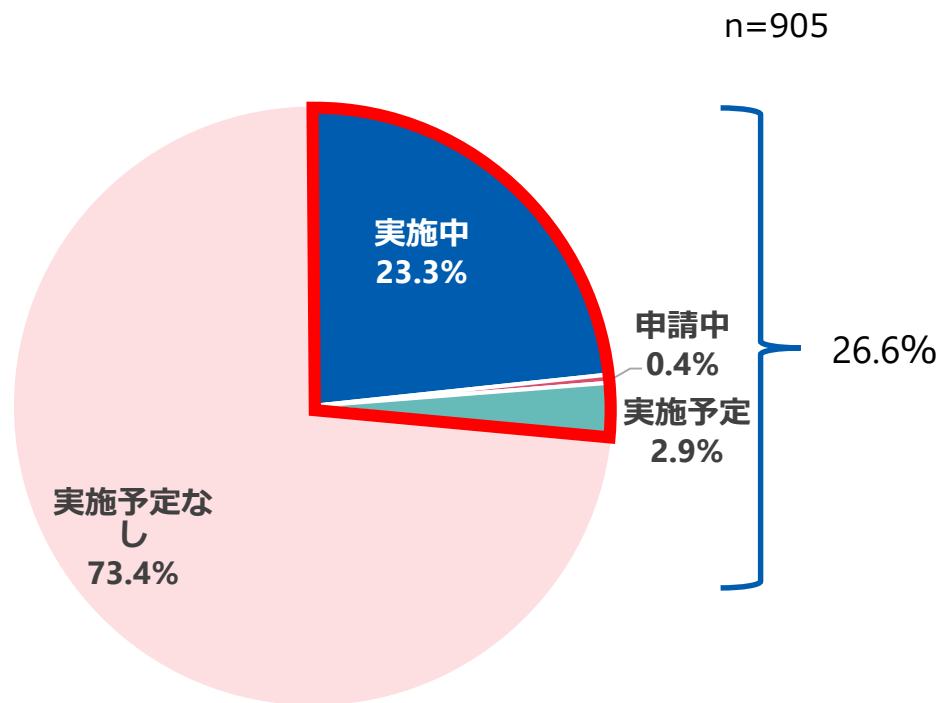
※「実施頻度が高い」は令和元年度自立相談支援事業等実績調査で「対象像を問わずほとんど常に実施」「対象像に応じて実施し頻度は高い」と回答した件数を計上。
 「実施頻度が低い・無い」は同調査で「対象像に応じて実施し頻度は低い」「実施したい・実施すべきだができていない」と回答した件数を計上したもの。

※ R1「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の事業実績調査」（困窮室調べ）

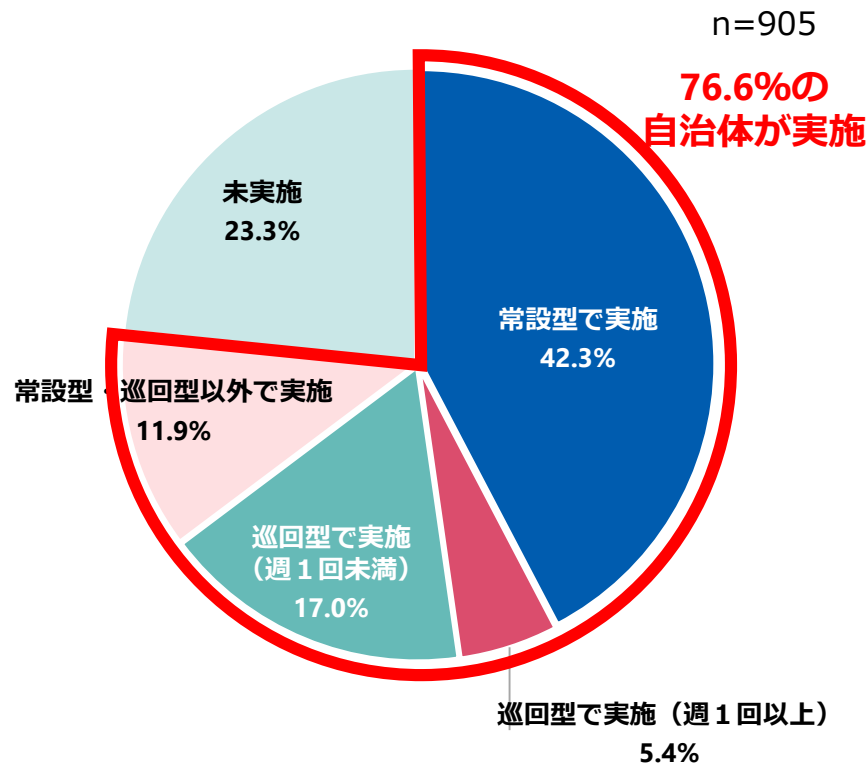
自立相談支援機関における無料職業紹介事業の実施状況 及び生活保護受給者等就労自立促進事業の実施状況

- 自立相談支援機関における無料職業紹介事業の実施状況について見ると、無料職業紹介事業を「実施中」、「申請中」、「実施予定」の自治体が26.6%である。
- 生活保護受給者等就労自立促進事業について、76.6%の自治体の実施と回答。

自立相談支援機関における無料職業紹介事業の実施状況



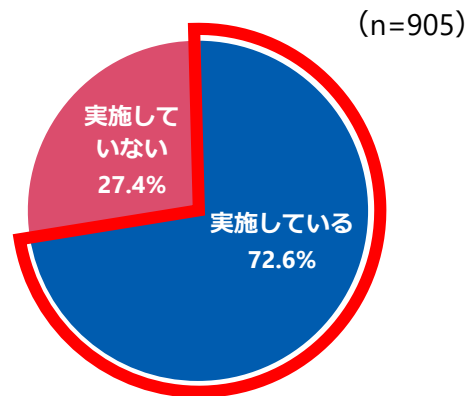
生活保護受給者等就労自立促進事業の実施状況



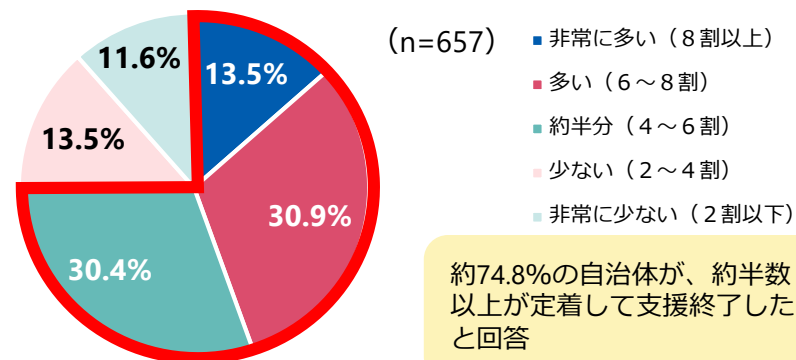
一般就労後の定着支援

- 就労支援においては就労後にすぐに支援を終結するのではなく、定着支援等のフォローアップが重要。
- 自立相談支援事業において、7割以上の自治体が定着支援を実施している。
- 定着支援の実施期間で最も多いケースは「1～3か月程度」で47.3%となっている。

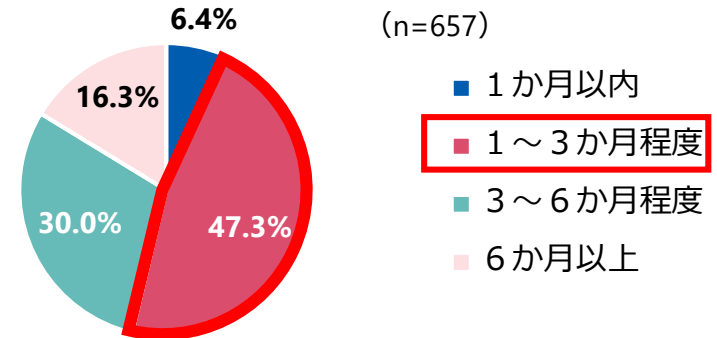
定着支援の実施状況



支援した者のうち、定着して支援終了した者の概ねの割合

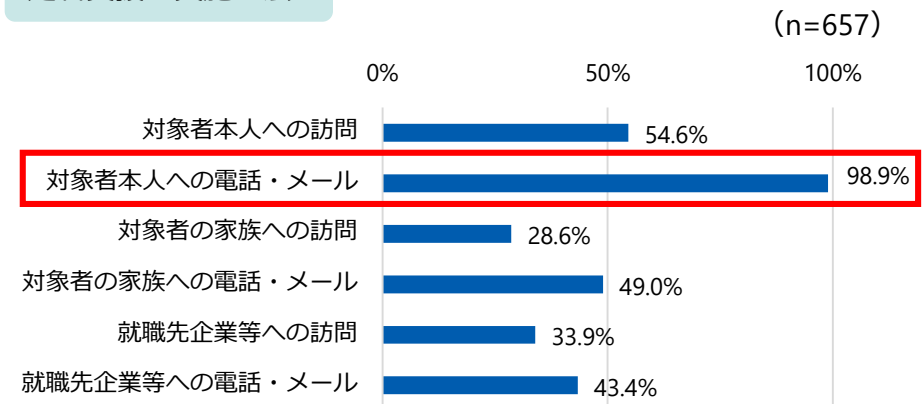


定着支援の実施期間



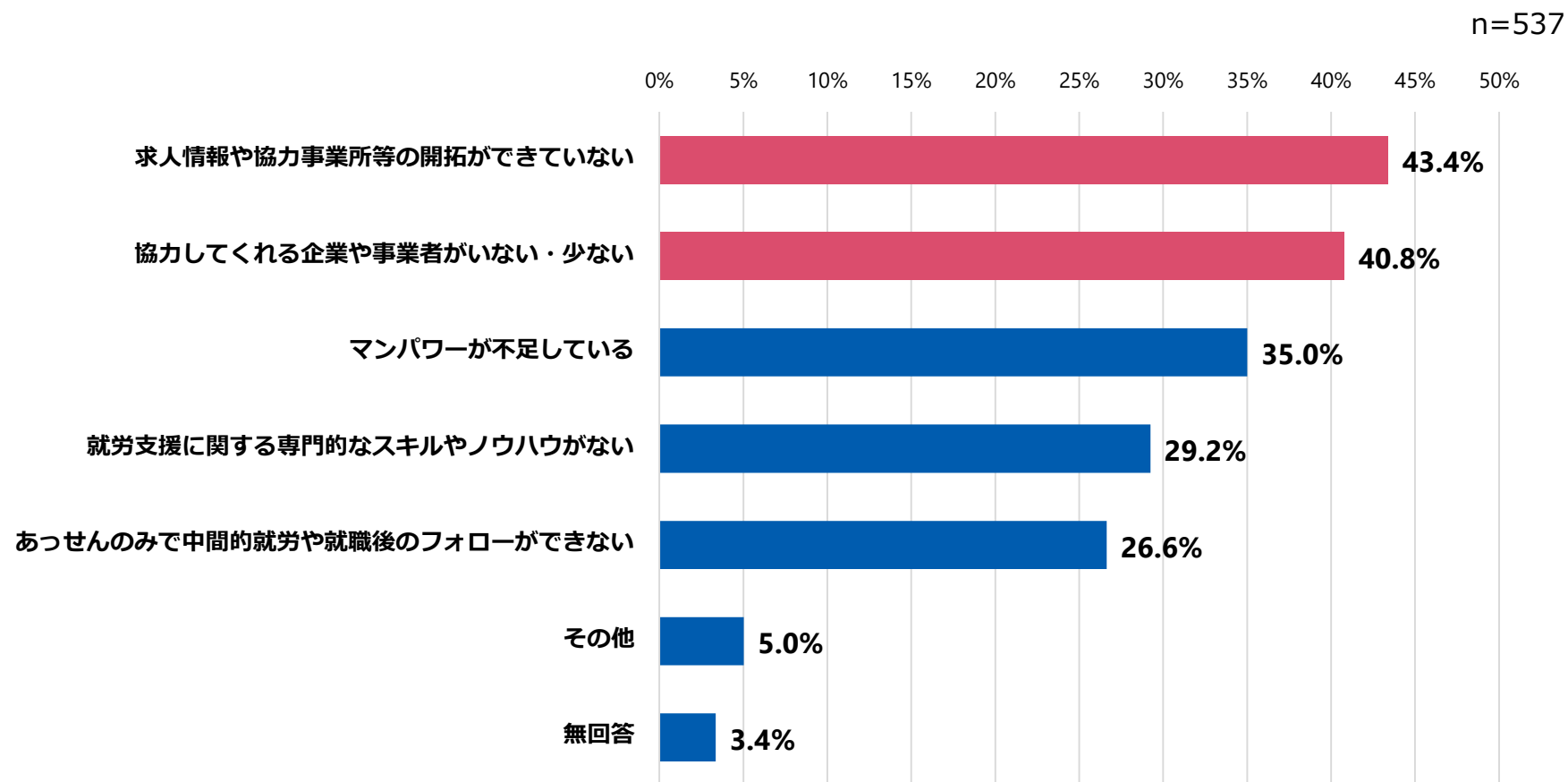
※実際の定着支援の実施期間で最も多いケースを回答

定着支援の実施方法



自立相談における就労支援の課題

- 自立相談支援における就労支援の課題として、「求人情報や協力事業所等の開拓ができていない」43.4%、「協力してくれる企業や事業者がいない・少ない」40.8%が高い割合となっている。



※令和3年度社会福祉推進事業「多様な就労支援の確保のための労働施策との連携のあり方に関する調査研究事業」（日本能率協会）

2. 就労準備支援事業の現状と課題

【データに関する留意事項】

- ※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）
 - ・ 515件（調査対象：福祉事務所設置自治体、回収率：56.8％）の回答を集計。
- ※ 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）
 - ・ 546件（調査対象：福祉事務所設置自治体、回収率：60.2％）の回答を集計。

生活困窮者自立支援制度の概要（就労準備支援事業）

事業の概要

- 生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。（平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により創設）
- 平成30年10月就労準備支援事業を実施する努力義務を創設。

支援のイメージ

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。

対象者の様々な状態像

- 決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要
- 他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要
- 自尊心や自己有用感を喪失している
- 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い等

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニューによる支援。（対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要）
- 通所、合宿等の様々な形態で実施。

（多様な支援メニューの例）

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加 等

（生活・健康講座）



（農作業体験）



（封入作業）



（PC講座）



（就職面接等の講座）



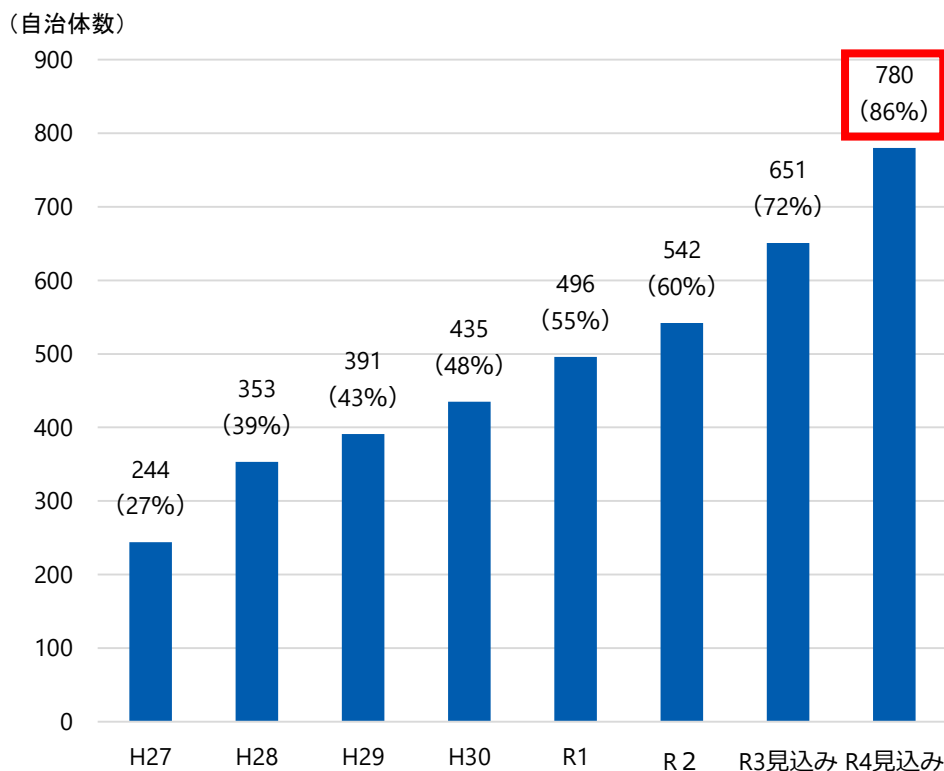
期待される効果

- 一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。

就労準備支援事業の実施状況等

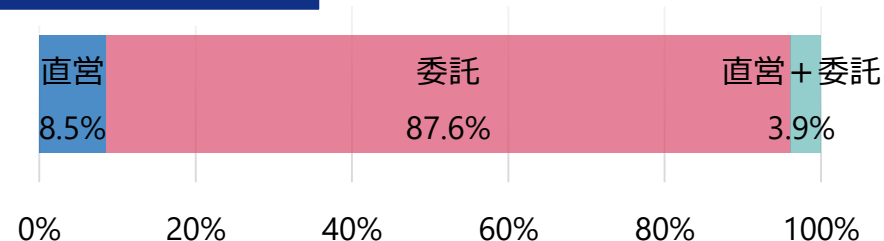
- 令和2年度の就労準備支援事業の実施状況は、542自治体で全体の約6割が実施しており、令和4年度は8割を超える見込み。
- 運営方法について、直営方式との併用を含めて、約9割の自治体が委託により実施している。委託先は社会福祉協議会（26.2%）が最も多く、次いでNPO法人（23.6%）となっている。

1. 実施自治体数の推移

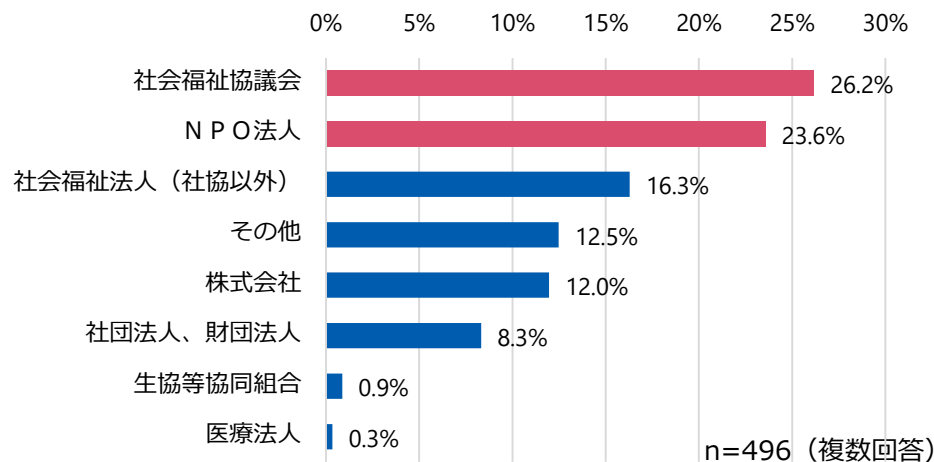


2. 運営方法

n=542



3. 委託先



※ H27～H30「生活困窮者自立支援制度の実施状況調査」（困窮室調べ）、R1「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の事業実績調査」（困窮室調べ）、R2「生活困窮者自立支援制度における任意事業実施予定状況」（困窮室調べ）

※ 2. 運営方法、3. 委託先は、R1「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の事業実績調査」（困窮室調べ）の令和2年10月時点の実施状況

就労準備支援事業の支援員の配置状況

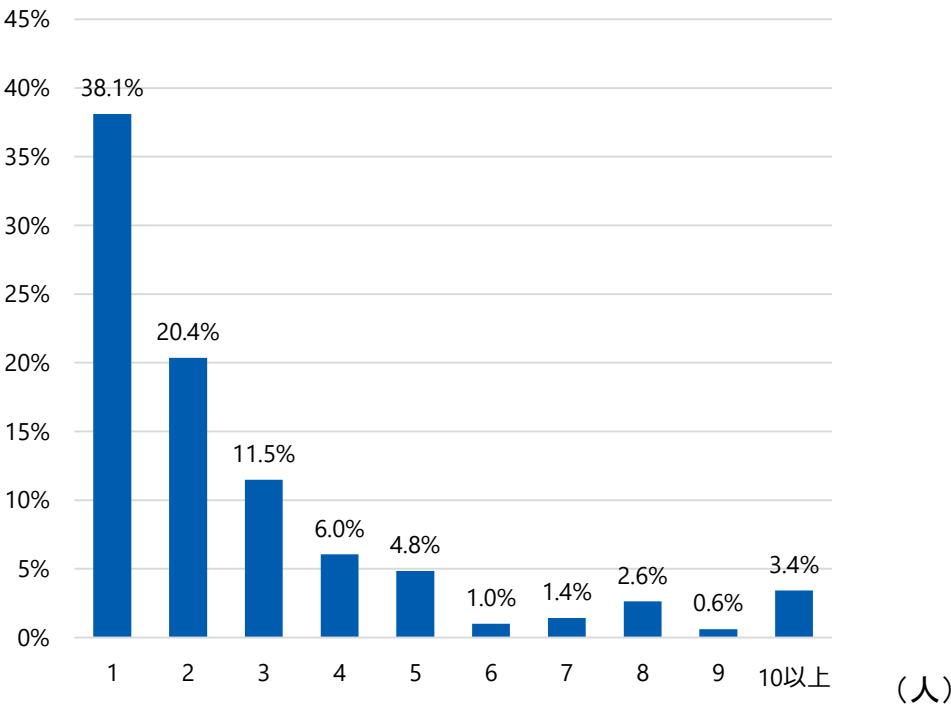
○ 令和元年度の就労準備支援事業の支援担当者は平均約2.7名（専任の担当者は約38％）となっている。

支援員の配置状況

就労準備支援担当者	1,259人 (うち専任は481人 (38.2%))
その他の職種 (事務員等)	491人 (うち専任は62人 (12.6%))

人口規模	R1年度			人口10万人 当たりの平均就労準備 支援担当者 数
	事業 従事者数 (実人数)	職種別の状況		
		就労準備 支援担当者	その他の職種	
5万人未満	2.12	1.89	0.87	2.66
5万人以上10万人未満	2.36	1.99	0.84	1.62
10万人以上30万人未満	3.25	3.05	1.23	1.18
30万人以上50万人未満	3.98	3.68	1.28	0.83
50万人以上100万人未満	4.52	4.36	1.20	0.62
100万人以上	7.09	6.91	1.82	0.38
全体	2.95	2.69	1.05	1.09

支援員の配置人数ごとの割合

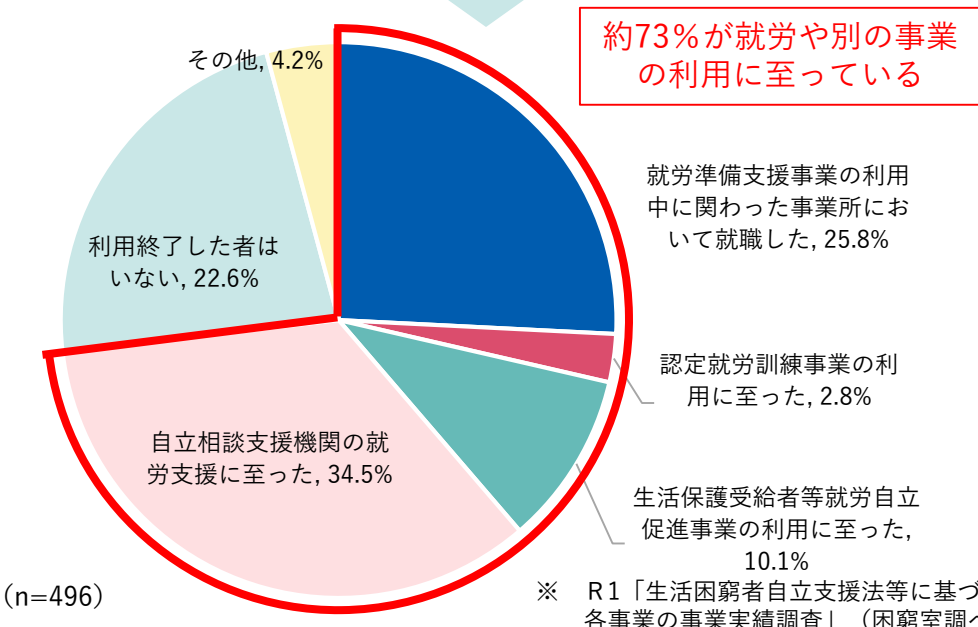


就労準備支援事業の利用状況と支援効果

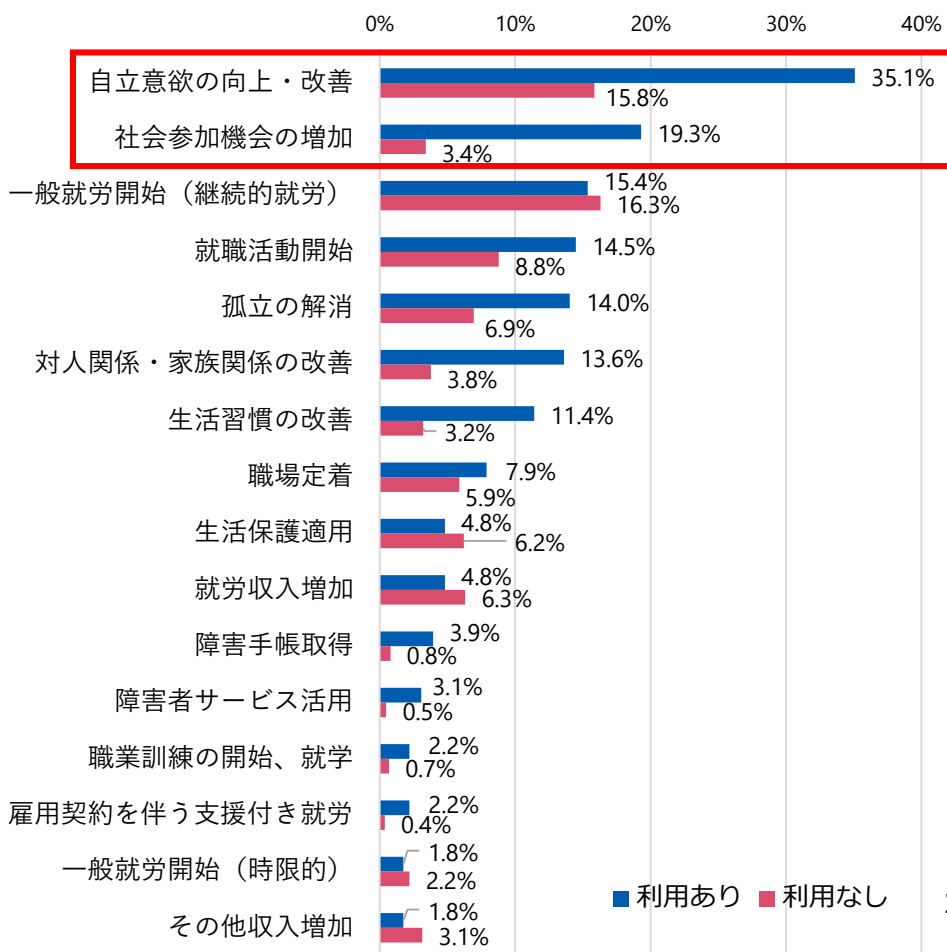
○ 就労準備支援事業の実施自治率は増加しており（令和2年度は60%）、事業利用終了後についても約73%の自治体が、就労や別の事業の利用に至ったパターンが多いと回答している。また、事業を利用していない者と比較すると、「自立意欲の向上・改善」「社会参加機会の増加」の変化幅が顕著である。

実施自治体	542自治体（R2年度）
利用件数（延べ数）	4,682件（R2年度）

就労準備支援事業利用者の終了後の状況
（実施自治体が最も多いパターンを回答）



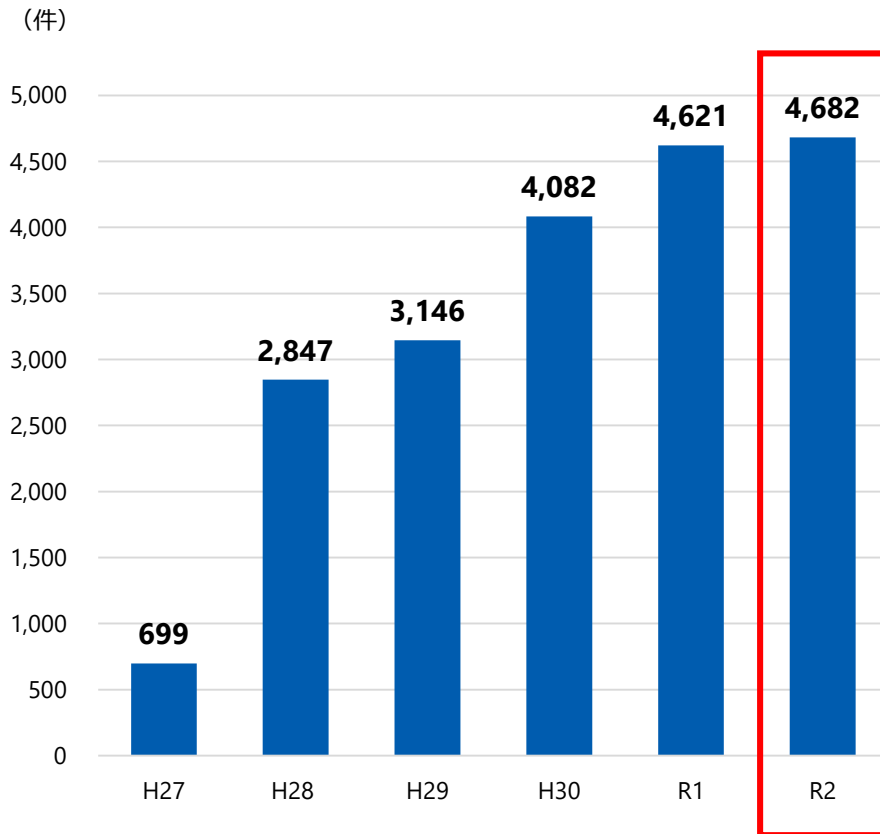
事業の利用の有無と見られた変化



就労準備支援事業の利用状況

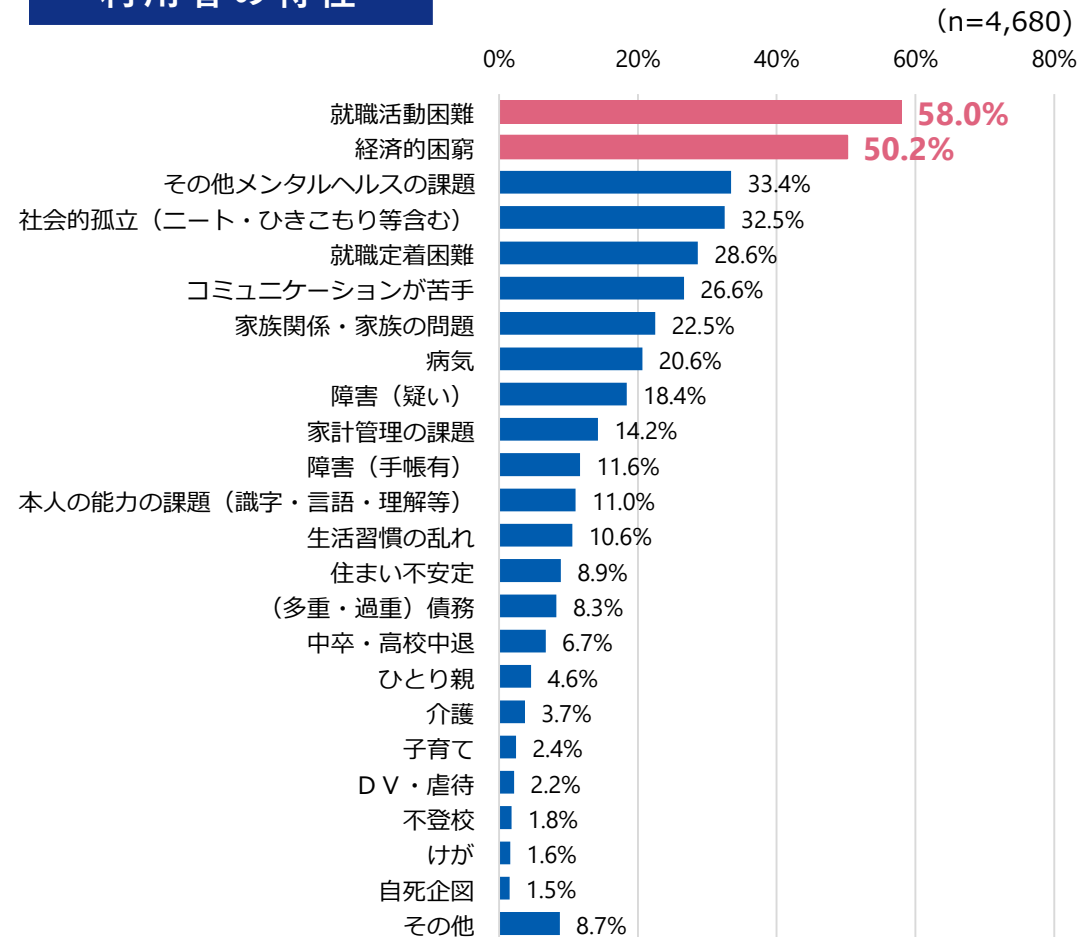
- 就労準備支援事業の利用者は令和元年度と令和2年度を比較するとほぼ横ばい。
- 令和2年度の就労準備支援事業の利用件数は4,682件。
- 利用者の特性は「就職活動困難」、「経済的困窮」が大きな割合を占めている。

就労準備支援事業利用件数の推移



※ 令和2年度支援状況調査（困窮室調べ）

利用者の特性

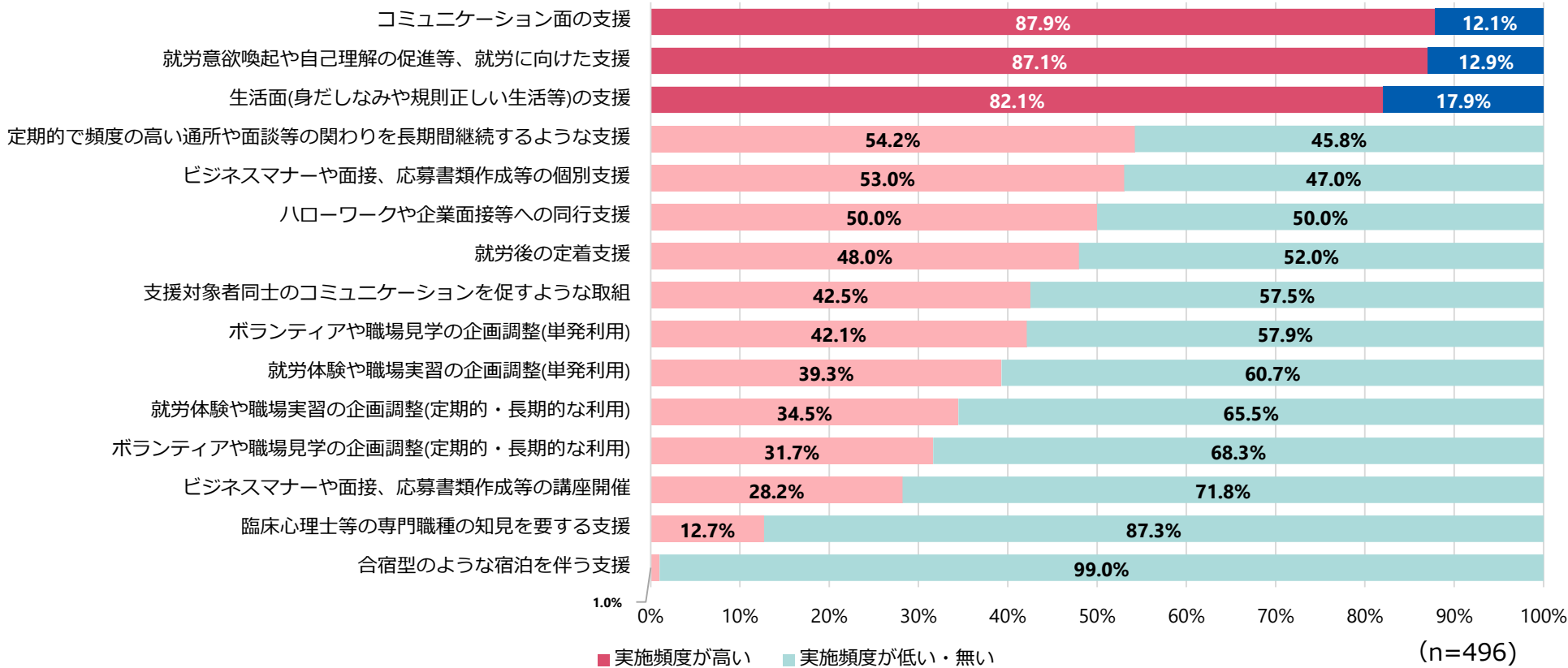


※ 生活困窮者自立支援統計システムより抽出（令和2年度） 17

就労準備支援事業の支援状況

○ 就労準備支援事業の事業内容について、「コミュニケーション面の支援」「就労意欲喚起や自己理解の促進等、就労に向けた支援」「生活面の支援」は対象者像を問わず高い頻度で実施されているが、その他の項目については、対象者像に応じて実施されているものの、「実施頻度が高い」と「実施頻度が低い」と回答した自治体に大きくわかれる。

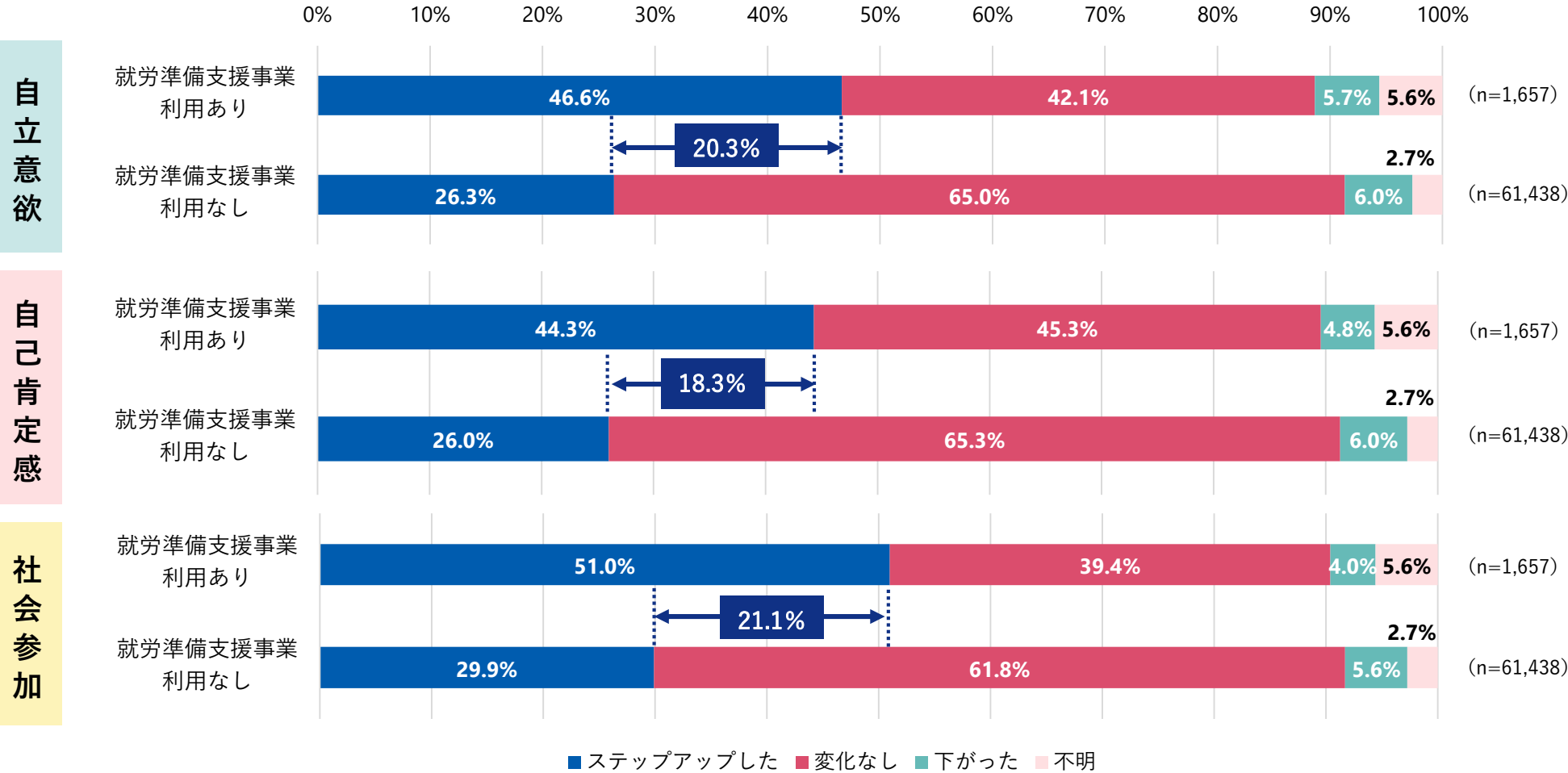
就労準備支援事業の支援内容



※「実施頻度が高い」は令和元年度自立相談支援事業等実績調査で「対象者を問わずほとんど常に実施」「対象者像に応じて実施し頻度は高い」と回答した件数を計上。
「実施頻度が低い・無い」は同調査で「対象者像に応じて実施し頻度は低い」「実施したい・実施すべきだができていない」「その他の理由で実施しない」と回答した件数を計上したもの。
※ R1「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の事業実績調査」(困窮室調べ)

プラン作成対象者に係る状態像の変化（就労準備支援事業の効果）

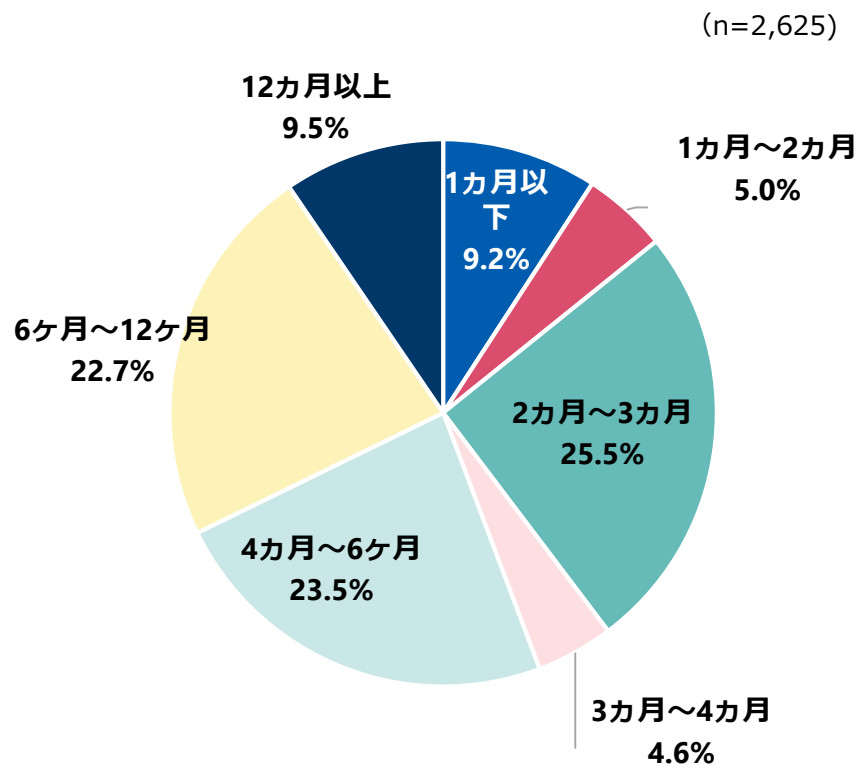
○ プラン作成対象者について、就労準備支援事業の利用の有無別に、初回面接時から初回評価時までのステップアップ状況を見ると以下のとおり。いずれの項目も、就労準備支援事業を利用している者は利用していない者に比べて2割程度ステップアップ率が高くなっており、事業の効果が現れている。



就労準備支援事業の利用状況（利用期間・つなぎ先）

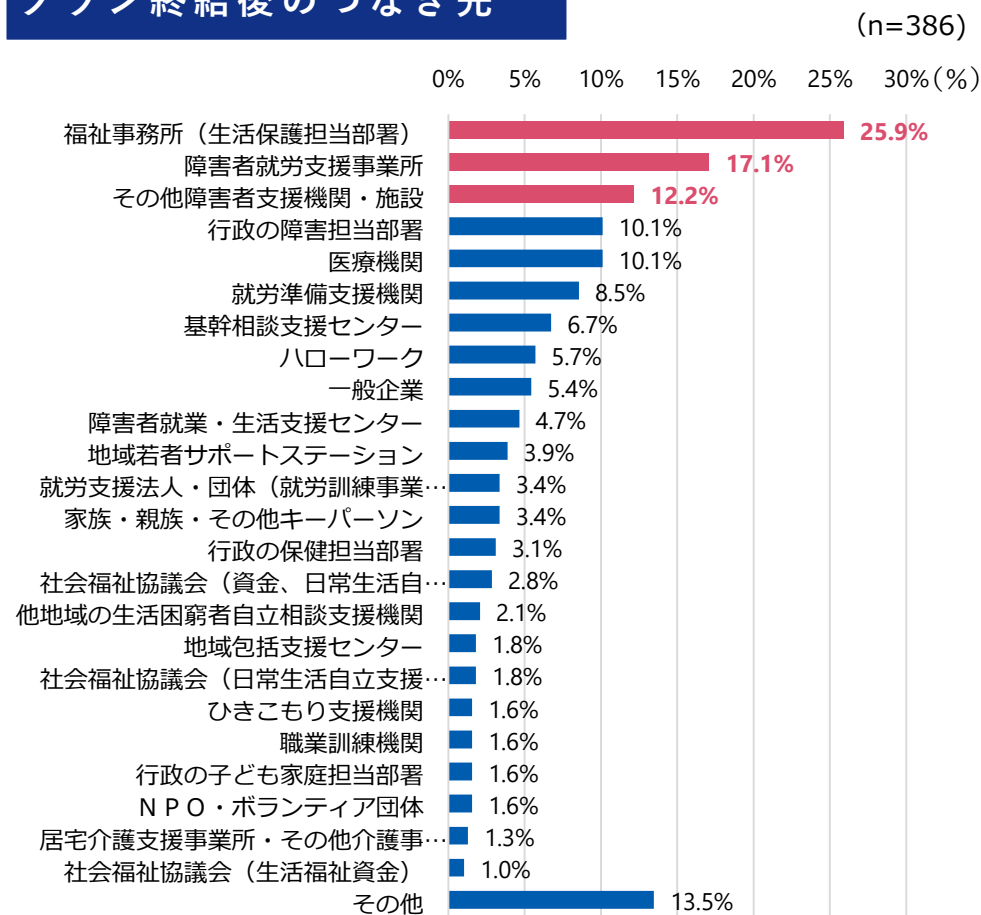
- 就労準備支援事業について通算利用実績は、短期から長期まで様々である。
- 就労準備支援事業利用者のプラン終結後のつなぎ先は「福祉事務所（生活保護担当部署）」「障害者就労支援事業所」「その他の障害者支援機関・施設」が多い。

就労準備支援事業の通算利用期間



※ 生活困窮者自立支援統計システムより抽出（令和2年度）
 ※ プラン評価時の通算利用実績を集計

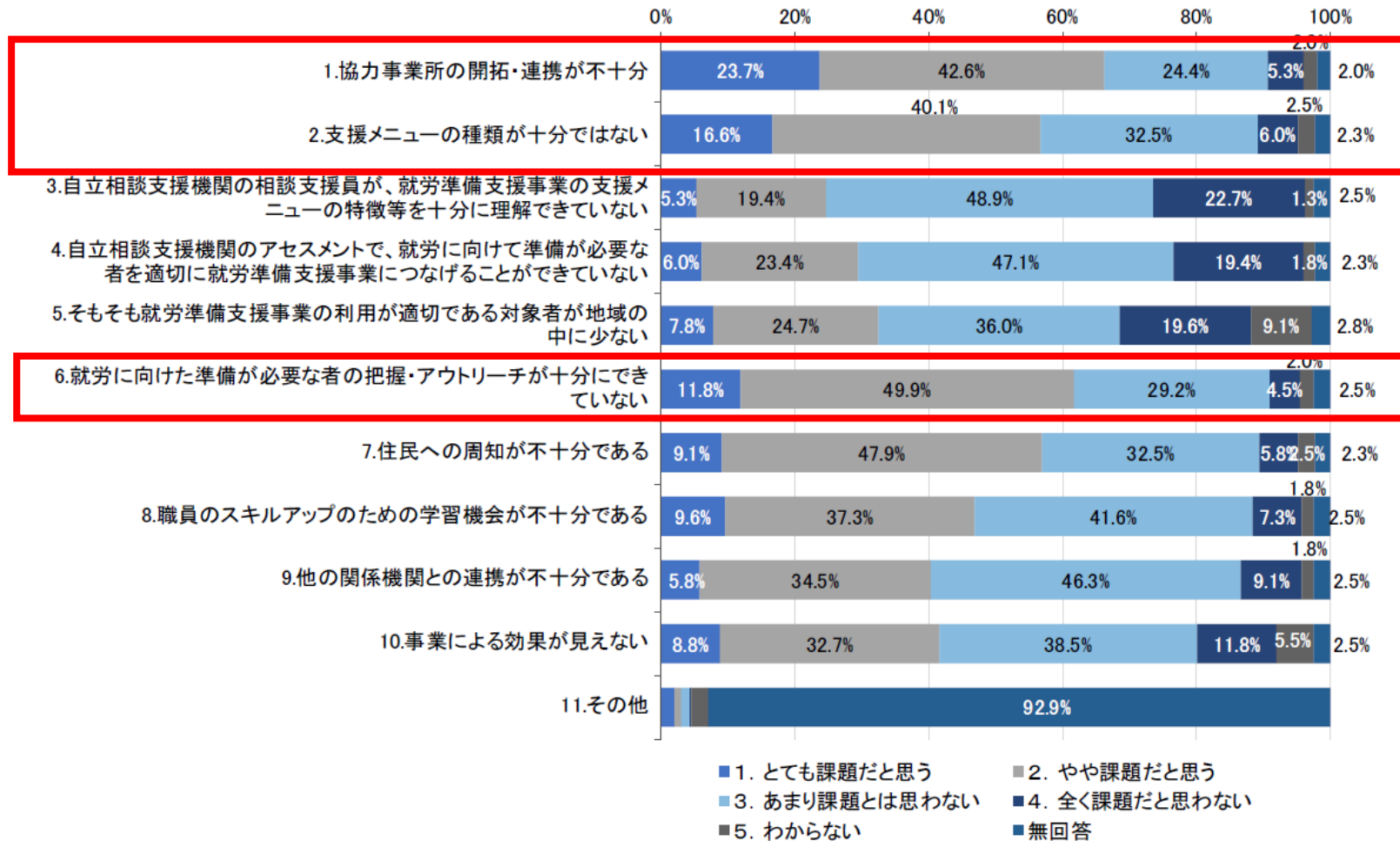
プラン終結後のつなぎ先



※ 生活困窮者自立支援統計システムより抽出（令和2年度）

就労準備支援事業を実施する上での課題

- 就労準備支援事業を実施する上での課題としてとても課題だと思う、やや課題だと思うと回答されたものは、「協力事業所の開拓・連携が不十分」が73.1%、「支援メニューの種類が十分ではない」「就労に向けた準備が必要な者の把握・アウトリーチが十分にできていない」が62.3%である。

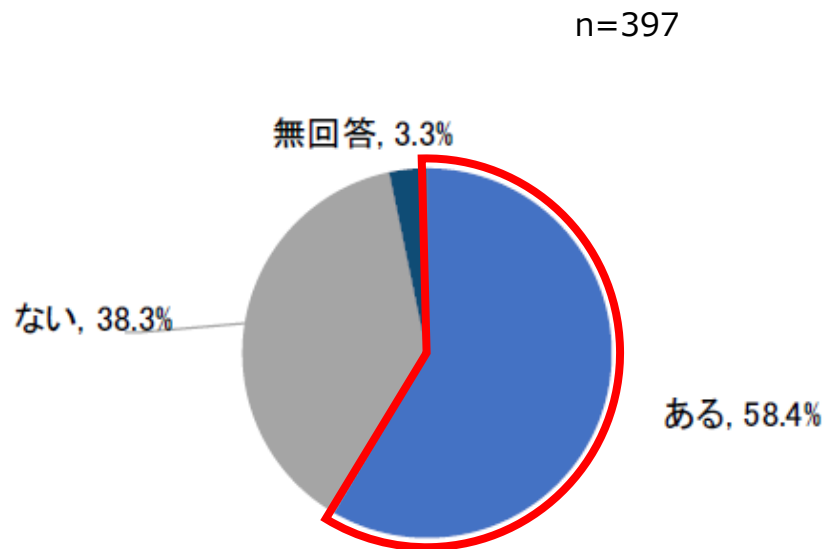


※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査
 (一般社団法人北海道総合研究調査会)

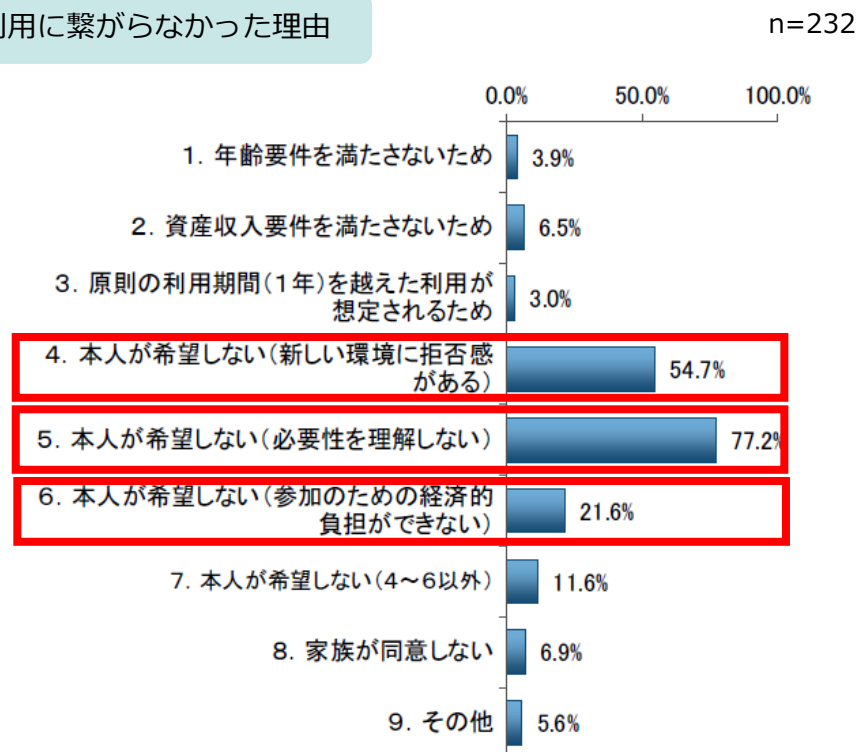
就労準備支援事業を実施する上での課題

○ 就労準備支援事業に繋がらなかったケースは58.4%で、その理由は「本人が希望しない（必要性を理解しない）」が77.2%、「本人が希望しない（新しい環境に拒否感がある）」54.7%、「本人が希望しない（参加のための経済的負担ができない）」が21.6%。

就労準備支援事業の利用が適切と考えられたが利用に繋がらなかったケースとその理由



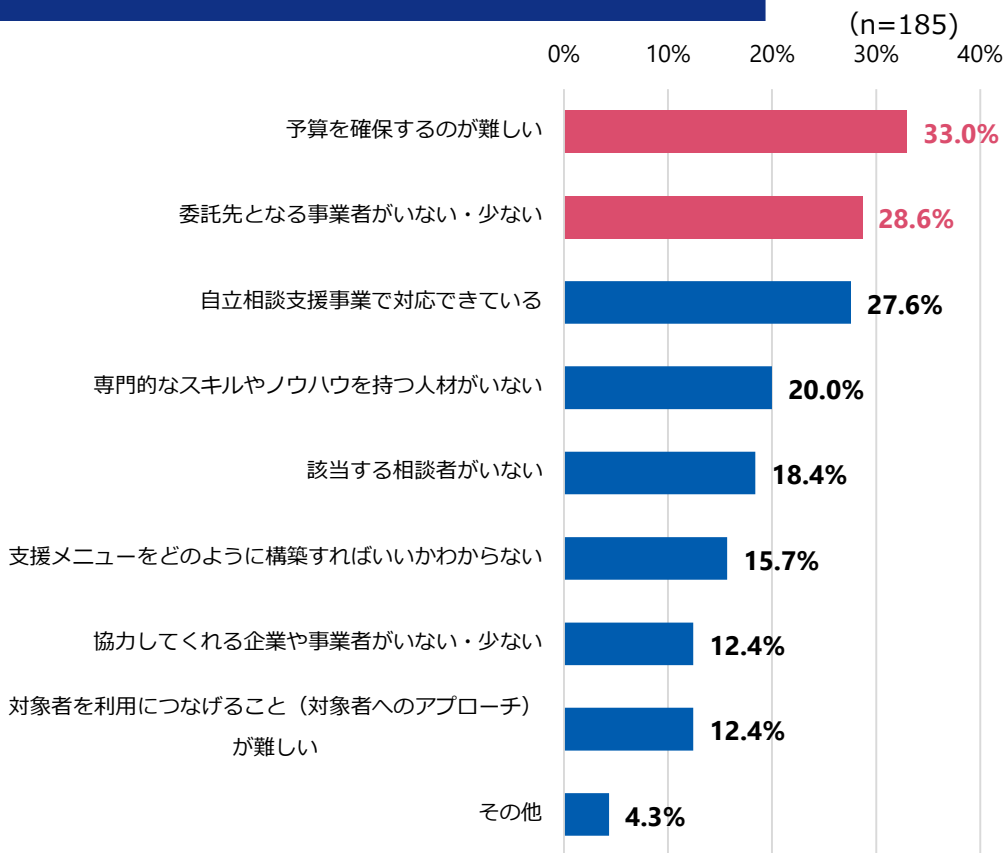
利用に繋がらなかった理由



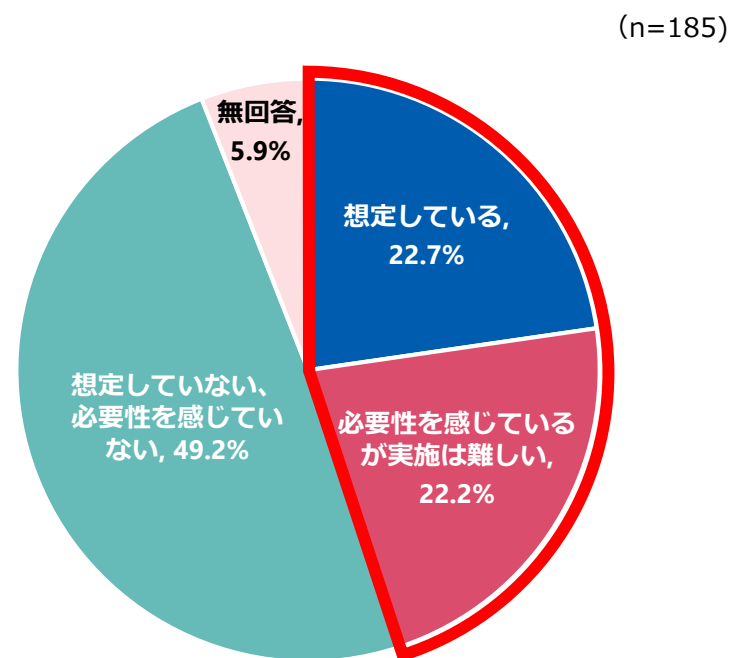
就労準備支援事業の課題

- 就労準備支援事業を実施しない理由として、基礎自治体において「予算を確保するのが難しいから」が33.0%、「委託先となる事業者がない・少ないから」が28.6%となっている。
- 就労準備支援事業の実施について検討する場合、広域実施の想定について「想定している」が22.7%、「必要性を感じているが実施は難しい」が22.2%であった。

就労準備支援事業を実施しない理由



事業実施に当たっての広域実施の想定



移動手段確保等の取組事例

- 様々な理由で移動手段が確保できない者に対して、例えば就労支援においては、車による送迎、自転車等の貸出、交通費の支給等の取組が行われている。

移動手段等の取組事例

京都府京丹後市

送迎車による送迎

- 農林業等1次産業の場を介した体験等により、利用者が生活習慣の見直しや自己有用感の形成、さらに就労意欲の向上や生きる力を身につけること等を目的に通所型就労準備・就農訓練事業を実施。
- 近隣の田畑や山林を借りていることから、利用者の状況に合わせた就労体験や訓練が可能（近隣の田畑での農業体験、市内山林での里山整備等）。また、物品の販売、提供、交流行事などを行うことで、様々な就労体験・訓練メニューを提供。
- 通所については、様々な理由で移動手段が確保できない人に対して、送迎車による送迎を実施。



兵庫県伊丹市

自転車等の貸出

- 福祉部局が主導となって庁内部局に優先調達の働きかけを実施。業務の切り分けを行い、対象者に合った業務の提供を意識しながら、就労訓練を実施する業務を確保。
- 独自支援として、自転車の貸し出し、就職活動用衣類の貸し出し等を実施。優先発注の効果により独自財源を得ることにつながり、独自支援を行っている。

京都府

地域就職氷河期世代支援加速化交付金の利用による交通費の支給（※）

- 長期無業者等の各要支援者の適性に対応できるよう、短時間の座学研修から就労体験まで行う段階的研修を実施するにあたり、経済的負担軽減の観点から交通費を支給することにより、受講生が生活面で安心して研修に集中できる環境を整備。
- 研修実施機関まで1か月あたり2,000円超の負担をした場合、または、移動距離が片道50km以上の場合は1日片道2,500円を上限として支給。

（注）就労準備支援事業における交通費の取扱について、利用者に直接交通費の支給を行うことは個別給付の取扱となるため困難であるが、車両借り上げによる送迎等（車両リース料、燃料代、駐車場代、高速料金、送迎に係る人件費（運転手代）等）の対応は可能。

（※）広域移動のための交通費を支給している自治体数（令和3年度）：5件

3. 認定就労訓練事業の現状と課題

【データに関する留意事項】

- ※ 令和元年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度における就労支援の効果的な実施に向けた調査研究事業」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）
・562件（調査対象：福祉事務所設置自治体、回収率：62.1％）の回答を集計。

認定就労訓練の概要

認定の仕組み

認定主体

(都道府県、政令市、中核市)

認定



就労訓練事業の経営地の都道府県等において認定

認定の主旨

- 事業所へのインセンティブの付与
(税制優遇や優先発注の仕組みの活用)
- 貧困ビジネスの排除
(法人や事業所の運営の健全性を担保) 等

支援のイメージ

就 労 訓 練 事 業

非雇用型

特徴

- ・ 労働基準関係法令の**適用対象外**
- ・ **訓練計画**に基づく就労訓練
- ・ 事業主の指揮監督を受けない
- ・ 達成すべきノルマを設けない

雇用型

特徴

- ・ 労働基準関係法令の**適用対象**
- ・ **就労支援プログラム**に基づく支援
- ・ 就労条件における一定の配慮(労働時間、欠勤について柔軟な対応)

一般就労

(※)就労支援担当者は、事業所ごとに1名以上配置され、以下の業務を行う。

- ①訓練計画や就労支援プログラムの策定
- ②対象者への必要な相談、指導及び助言
- ③自立相談支援機関等の関係機関との連絡調整
- ④上記のほか、対象者の就労支援についての必要な措置

非雇用型・雇用型ともに就労支援担当者(※)による就労支援を実施

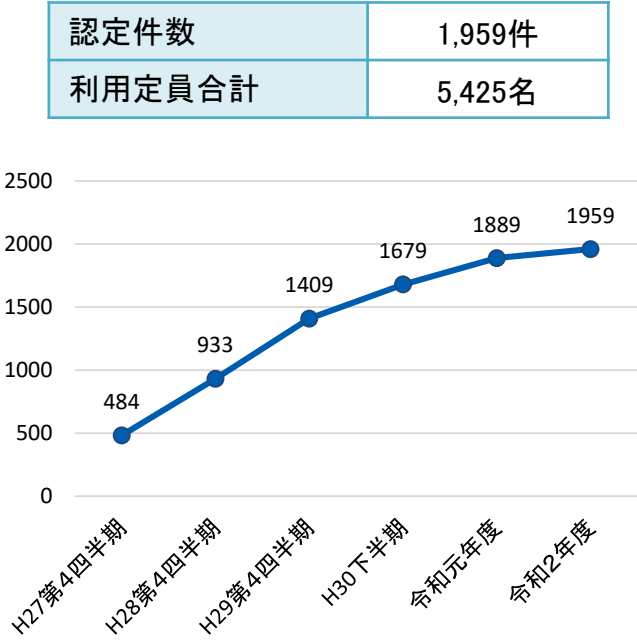
自立相談支援機関(就労支援員)による定期的・継続的なアセスメント

期待される効果

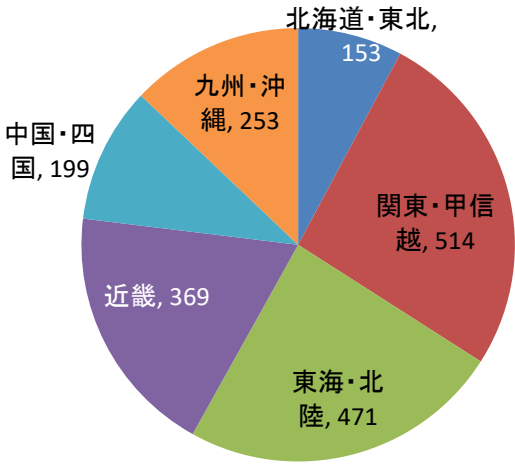
- 対象者の状況に応じた**柔軟かつ多様な働き方**を可能とし、一般就労に向けた着実なステップアップを実現する。
- また、就労訓練事業所の開拓等を通じて、**地域における社会資源の開拓(地域づくり)**を実現する。

認定就労訓練事業所の認定状況（令和3年3月31日時点）

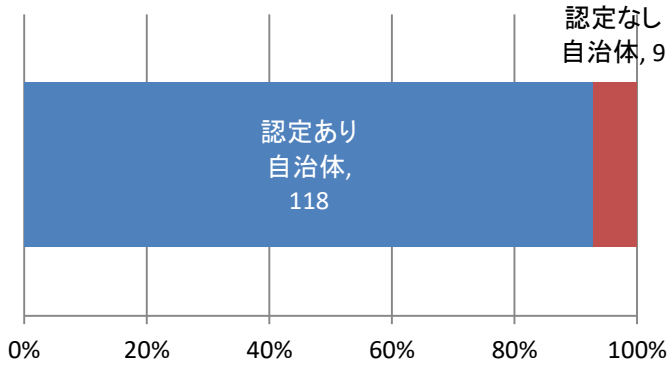
（1）全体状況



（2）ブロック別の状況（n = 1,959）



（3）認定主体別の状況（n=127自治体）



※ 認定あり118自治体の内訳：
都道府県47、指定都市19、中核市52

（4）法人種別の状況（n=1,959）

社会福祉法人（高齢者関係）	608
社会福祉法人（障害者関係）	277
社会福祉法人（保護施設）	77
社会福祉法人（児童関係）	37
社会福祉法人（その他）	121
NPO法人	216

株式会社	372
生協等協同組合	88
社団法人（公益及び一般）	34
財団法人（公益及び一般）	8
医療法人	23
その他	98

（5）予定している主な訓練内容（n=1,959：複数回答）

食品製造・加工	103
その他製造	107
クリーニング・リネンサプライ	213
農林漁業関連（加工も含む）	140
印刷関係作業	30
福祉サービスの補助作業	935
事務・情報処理	239
清掃・警備	1,127
建設作業	24
その他	485

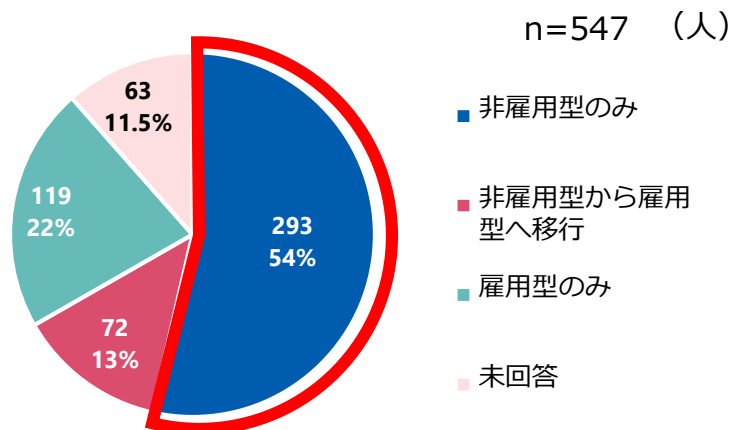
認定就労訓練事業の利用状況

- 利用形態としては、「非雇用型のみ」が全体の約6割である。
- 訓練内容ごとの利用状況は、清掃・警備、建設作業の利用が多くなっている。

利用件数

R 2 認定就労訓練事業利用件数 547件

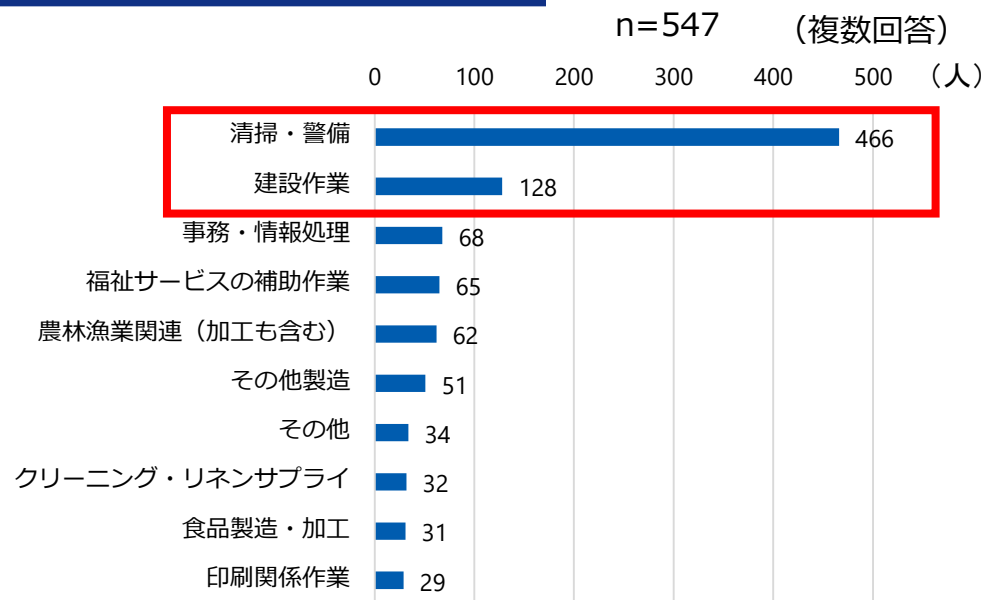
利用形態ごとの利用者数



雇用型の賃金水準

項目	回答数
最低賃金水準	54
最低賃金水準を上回る	27
雇用型の利用者がいない	82

訓練内容ごとの利用状況



非雇用型の手当の有無等

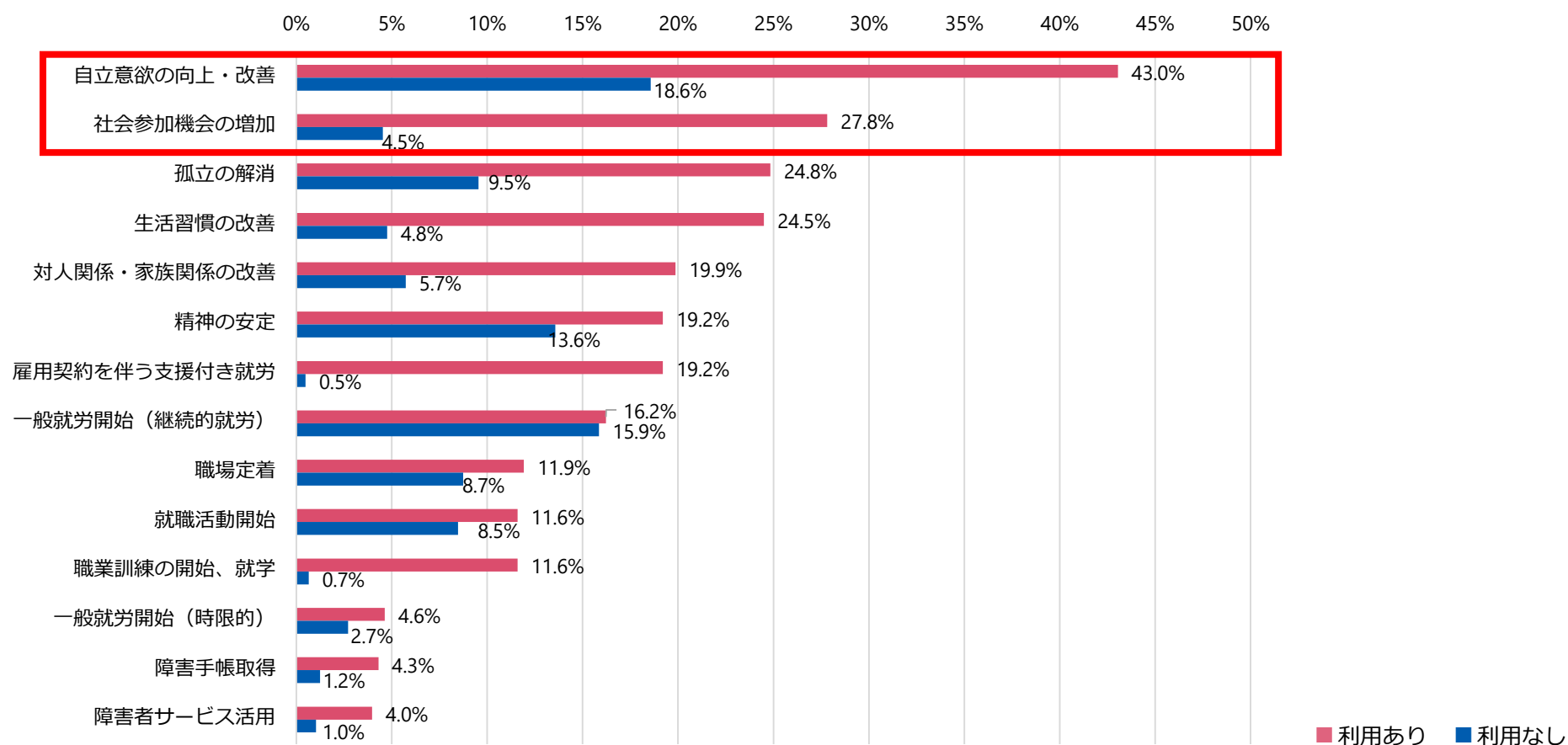
項目	回答数
手当なし	63
手当あり(交通費の一部に充てるものとして支給)	47
手当あり(交通費に充てるもの+αとして支給)	28
手当あり(使途の想定なし)	47
非雇用型の利用者がいない	54

認定就労訓練事業の効果

- 認定就労訓練事業の利用ありの者は利用なしの者に比べて「自立意欲の向上・改善」、「社会参加機会の増加」において、利用後の変化が顕著に表れている。

認定就労訓練事業利用者の見られた変化

(n=302)



認定就労訓練事業に対する経済的支援の現状

- 認定就労訓練事業における経済的支援としては、
 1. 第二種社会福祉事業（※定員10人以上が要件）として認定就労訓練事業を実施する事業所に係る税制優遇
 2. 就労訓練事業の推進のための助成等（認定就労訓練事業所の立ち上げ支援等（国庫補助1／2））
 3. 自治体が認定就労訓練事業所から物品を買い入れる場合等の随意契約の取扱い（優先発注）がある。

1. 税制優遇の対象事業所数（R3.3.31現在）

定員10人以上の事業所数78（全体の約3.9％）

※ R2「認定就労訓練事業の実態調査」（困窮室調べ）

2. 就労訓練事業の促進

就労訓練事業の推進を図るための事業に助成（国庫補助1／2）

【主な事業内容】

- ・ 就労訓練事業者を開拓するための説明会の開催
- ・ 就労訓練事業者に対する研修の実施
- ・ 就労訓練事業立ち上げ時の初度経費に対する助成
- ・ 就労訓練事業者に対する就労支援に要する費用の助成（保険料等）
- ・ その他就労訓練事業の推進を行うための事業（就労訓練アドバイザー、就労訓練事業所育成員の配置等）

自治体独自の経済支援

- ・ 利用者の受け入れに応じた事業所への協力金の支給（名古屋市等）
- ・ 地域内の産業との連携、福祉別分野の事業と連携を図りながら多様な就労の機会を提供するための工夫ある取組に対し、補助金を交付。（北栄町）

3. 優先発注の状況

（n=905）

基準の有無

区分	自治体数	割合
あり	18	2.0%
なし	877	96.9%
作成中	2	0.2%
作成予定	8	0.9%

調達実績の有無

区分	自治体数	割合
あり	7	0.8%
なし	898	99.2%

※ R1「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の事業実績調査」（困窮室調べ）

取組事例（千葉県）

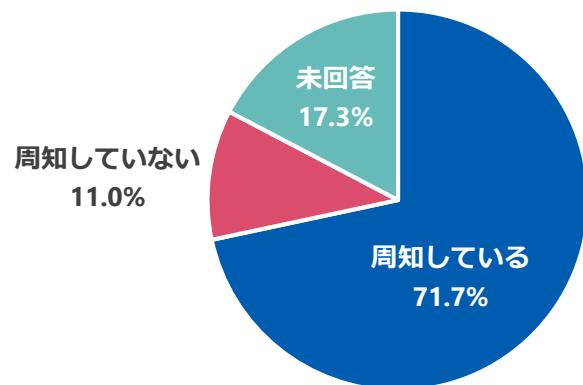
- 地方自治法施行令に基づき、「生活困窮者の自立の促進に資するもの」として認定した者については、随意契約により契約を締結することができる基準を定めている。
- 千葉県内の全ての認定就労訓練事業所が対象となる（現在、千葉市、市川市等で優先発注が行われているが、それらの市も含めて、全ての認定訓練事業所が対象）。
- 事業所の業務内容を見て、発注する業務がありそうな県庁内の部署に働きかけを行う。

認定就労訓練事業所の拡大に向けた取組

認定時における就労訓練事業所の周知状況について

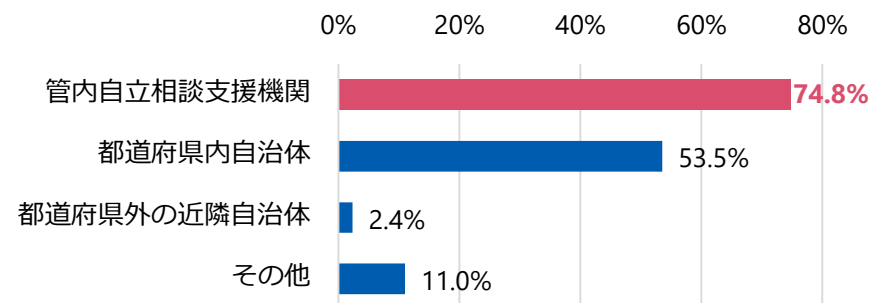
自治体における周知状況

n=127



認定時における認定訓練事業所の周知先

n=127（複数回答）

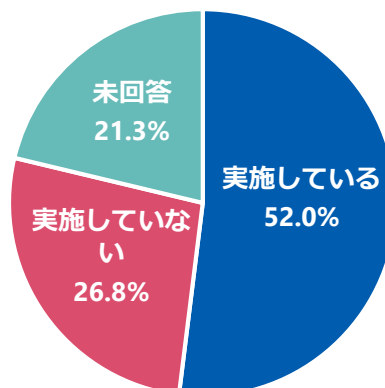


※ R2「認定就労訓練事業の実態調査」（困窮室調べ）

認定取得に向けた事業所開拓に当たっての連携の状況

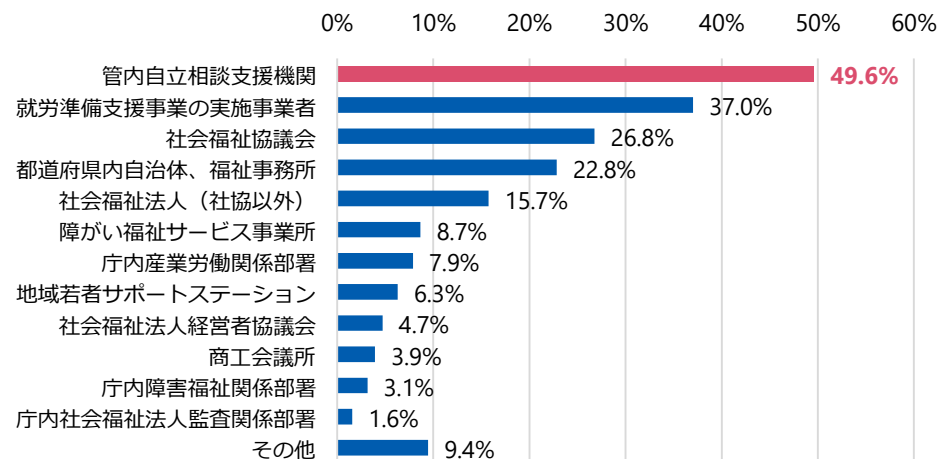
認定取得に向けた事業所の開拓に当たっての自治体と他機関との連携状況

n=127



事業所の開拓に当たっての連携先

n=127（複数回答）



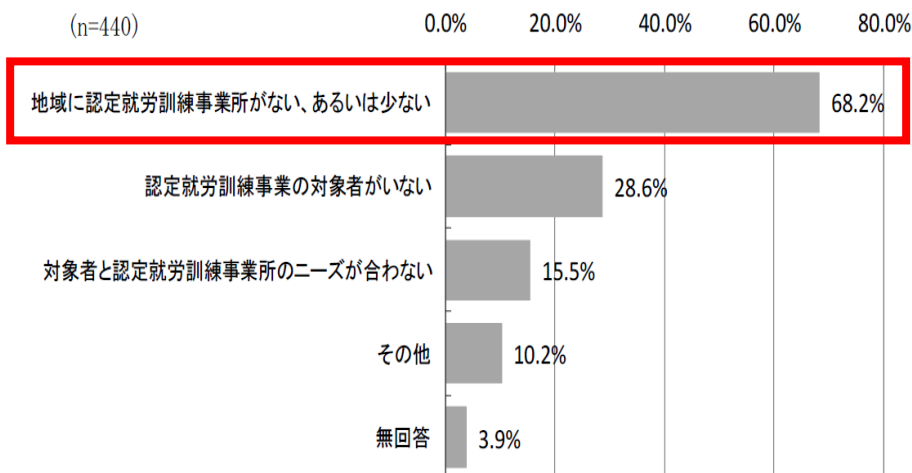
※ R2「認定就労訓練事業の実態調査」（困窮室調べ）

認定就労訓練事業を巡る課題

- 認定就労訓練事業の利用実績がない理由として「地域に認定就労訓練事業所がない、あるいは少ない」が約7割。
- 認定就労訓練事業所の認定数や受入実績を増やすために必要なこととして、「就労訓練事業の開拓を行う専門人材の育成・確保」、「対象者と就労訓練事業所のマッチングの支援」、「受入れ事業所に対する金銭的インセンティブ」がそれぞれ約4割。

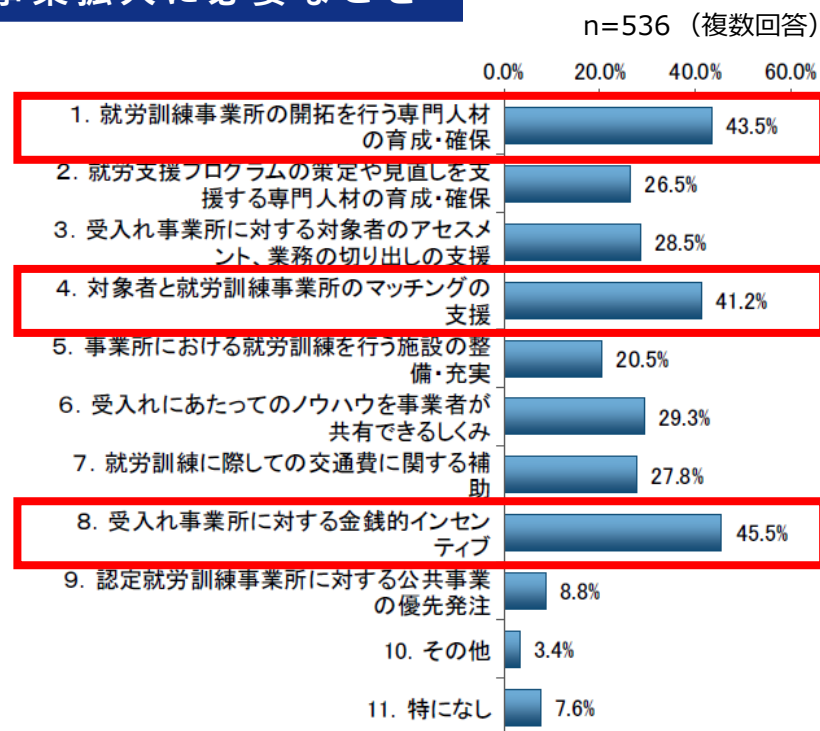
認定就労訓練事業の利用実績がない理由

図表 4-23 認定就労訓練事業の利用実績がない理由（主管部局票問5（3））（複数回答）



※ 令和元年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度における就労支援の効果的な実施に向けた調査研究事業」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

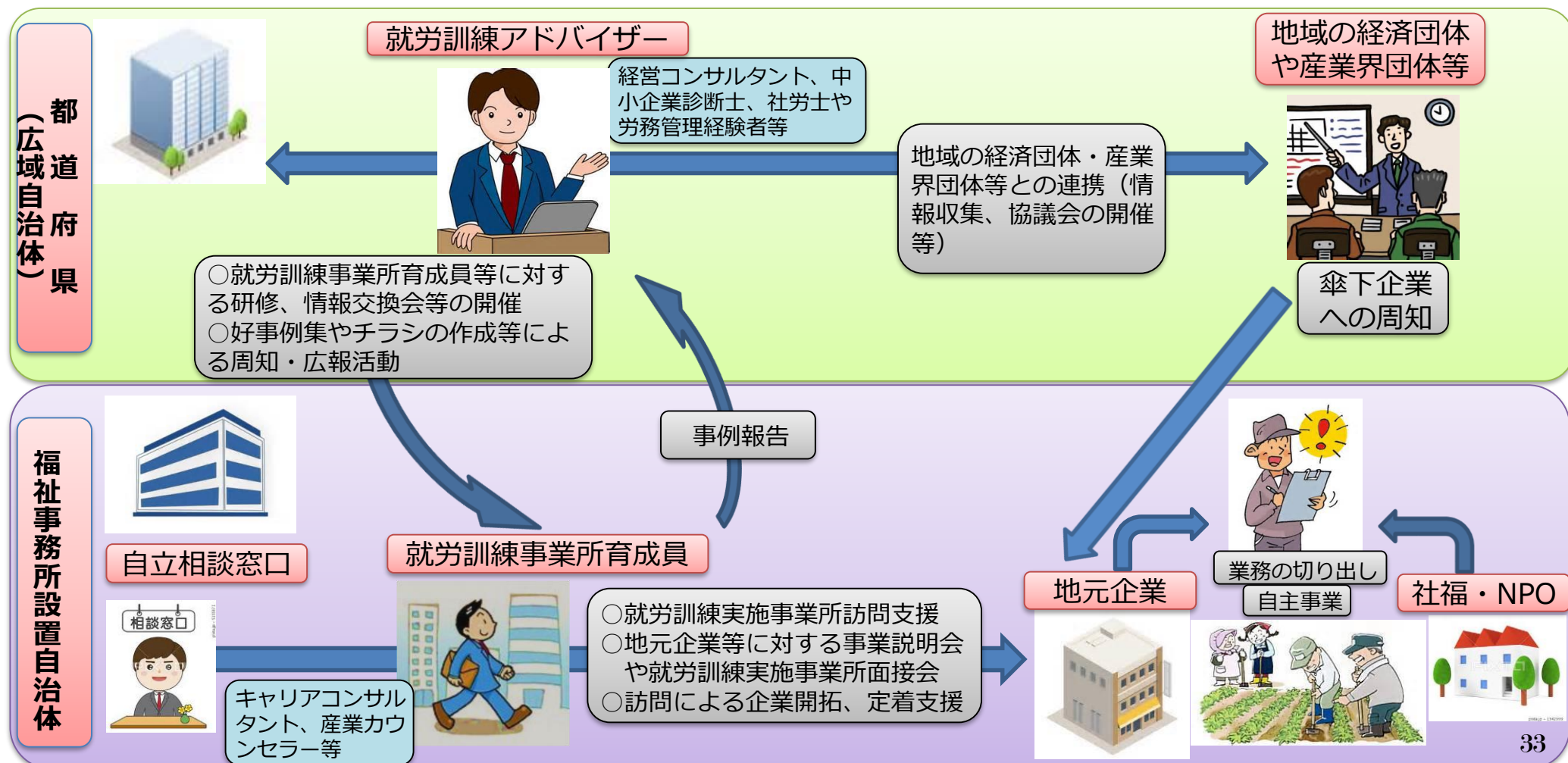
事業拡大に必要なこと



※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（一般社団法人北海道総合研究調査会）

就労訓練事業(就労訓練アドバイザー等)について

- 就労訓練事業の促進のため、
 - ・ 都道府県に**就労訓練アドバイザー**（経営コンサルタント、中小企業診断士等の資格を有する者など）
 - ・ 福祉事務所設置自治体に**就労訓練事業所育成員**（キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者など）
- を配置し、就労訓練実施事業所の開拓・育成を推進。
- 補助率 1 / 2 （「生活困窮者自立支援法第7条第2項第3号に基づく事業」として実施）



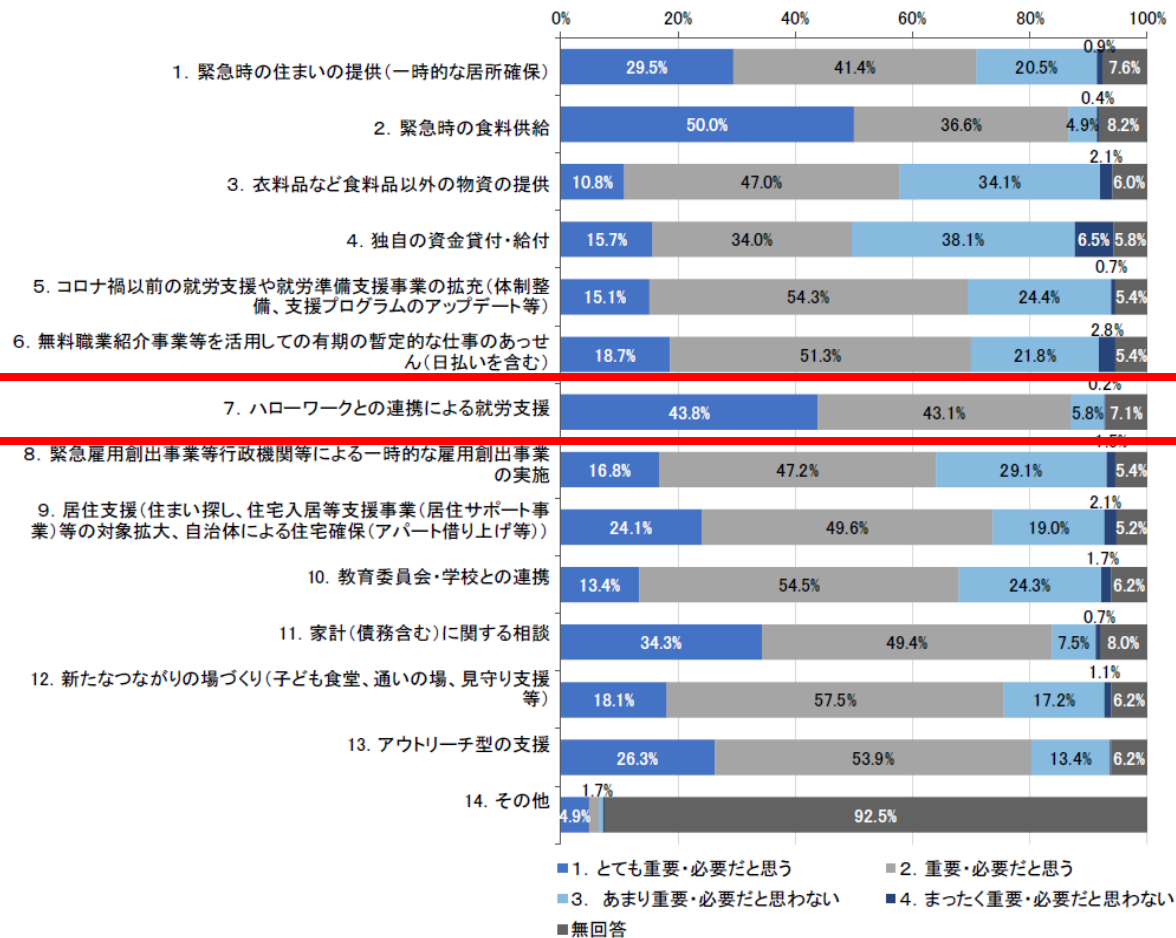
4. 新型コロナウイルス感染症による 就労支援への影響等

コロナ禍に伴い顕在化した支援ニーズ及び取組状況

- 就労関連での支援ニーズとしてとても重要・必要だと思うと回答された割合は、「ハローワークとの連携による就労支援」が86.9%で最も高く、実施状況も46.1%と高い。

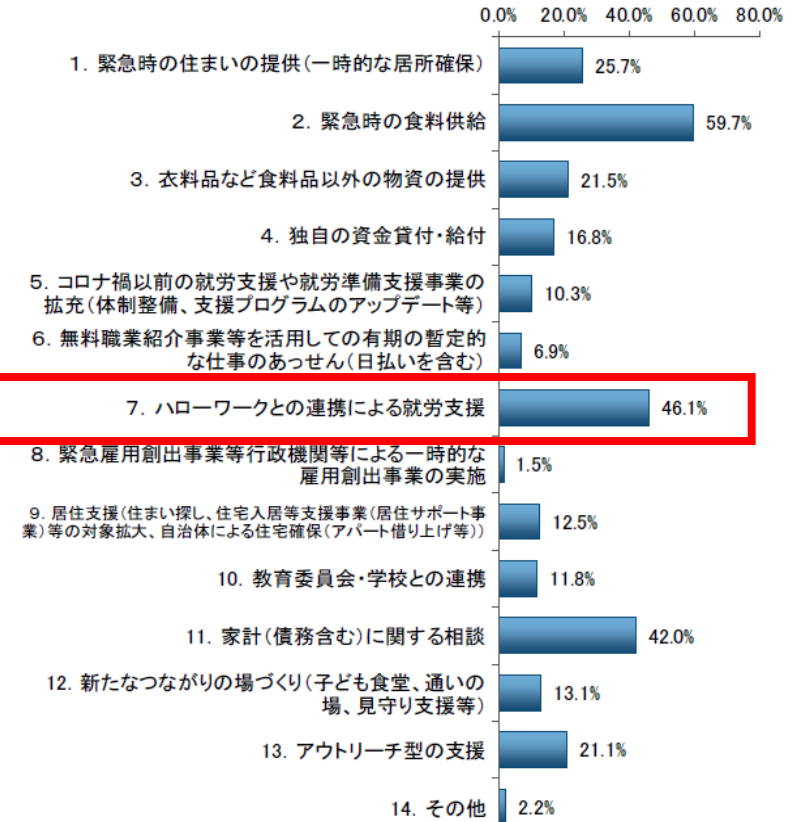
1. 支援ニーズ

(n=536)



2. 実施状況

(n=536) (複数回答)

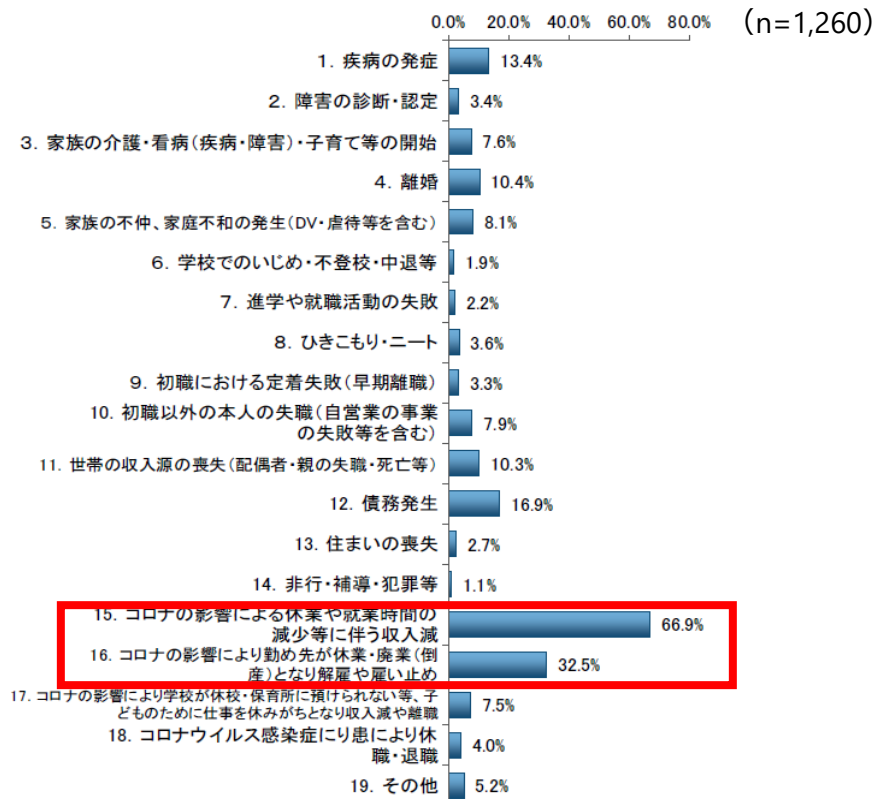


※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査(一般社団法人北海道総合研究調査会)

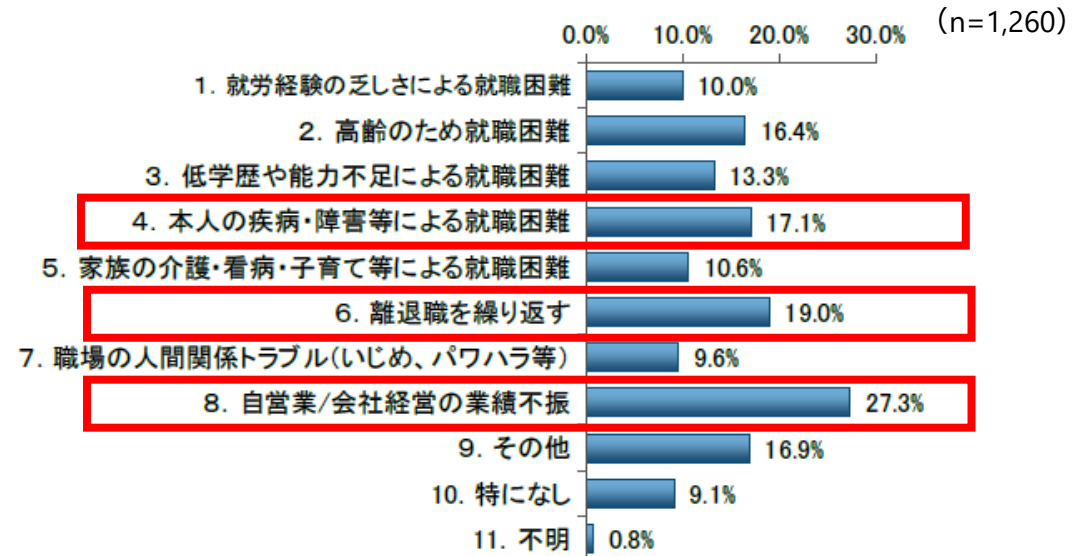
新型コロナウイルス感染症の影響による新たな支援対象者

- 困窮状態に至ったきっかけとなった出来事は「コロナの影響による休業や就業時間の減少による収入減」が66.9%、「コロナの影響により勤め先が休業・廃業（倒産）となり解雇や雇い止め」が32.5%である。
- コロナ禍における就労関連の課題は「自営業/会社経営の業績不振」が27.3%と最も高く、次いで「離退職を繰り返す」が19.0%、「本人の疾病・障害等による就職困難」が17.1%である。

1. 困窮状態に至ったきっかけ



2. コロナ禍における就労関連の課題



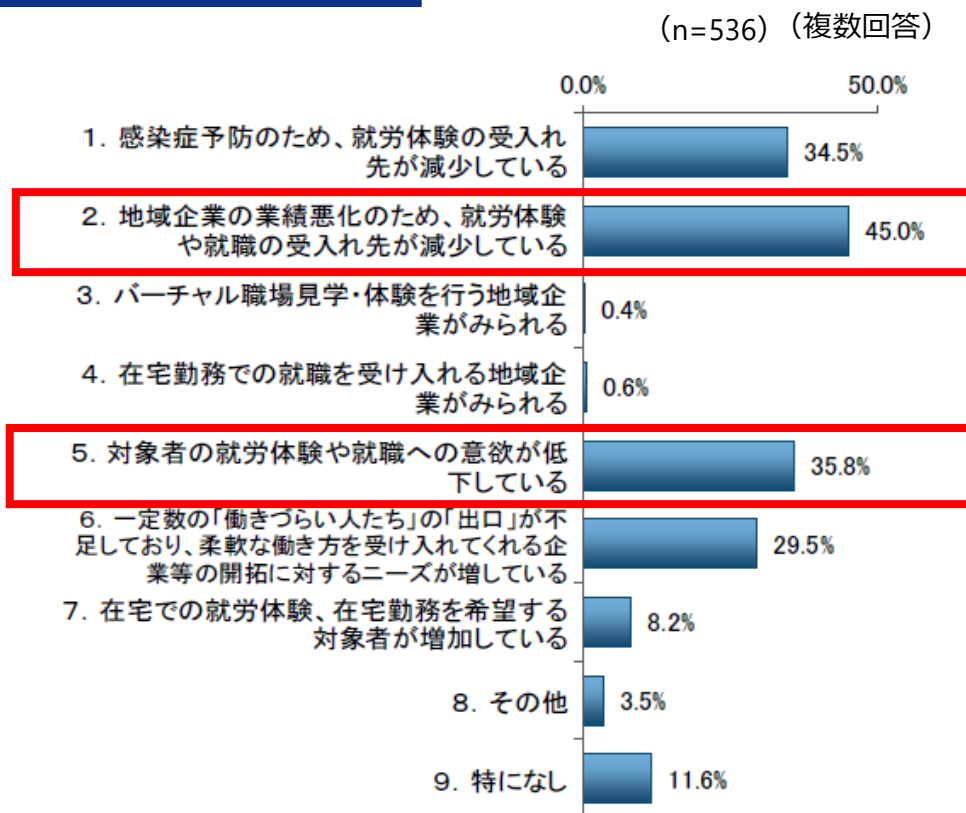
新型コロナウイルス感染症の就労体験や就職への影響

- 新型コロナウイルス感染症の就労体験や就職に及ぼしている影響は、「地域企業の業績悪化のため、就労体験や就職の受け入れ先が減少している」が45.0%、「対象者の就労体験や就職への意欲が低下している」が35.8%である。

新型コロナウイルス感染症による利用者の就労体験や就職への影響

(複数回答)

	件数	%
1. 感染症予防のため、就労体験の受け入れ先が減少している	185	34.5%
2. 地域企業の業績悪化のため、就労体験や就職の受け入れ先が減少している	241	45.0%
3. バーチャル職場見学・体験を行う地域企業が見られる	2	0.4%
4. 在宅勤務での就職を受け入れる地域企業が見られる	3	0.6%
5. 対象者の就労体験や就職への意欲が低下している	192	35.8%
6. 一定数の「働きづらい人たち」の「出口」が不足しており、柔軟な働き方を受け入れてくれる企業等の開拓に対するニーズが増している	158	29.5%
7. 在宅での就労体験、在宅勤務を希望する対象者が増加している	44	8.2%
8. その他	19	3.5%
9. 特になし	62	11.6%
全体	536	

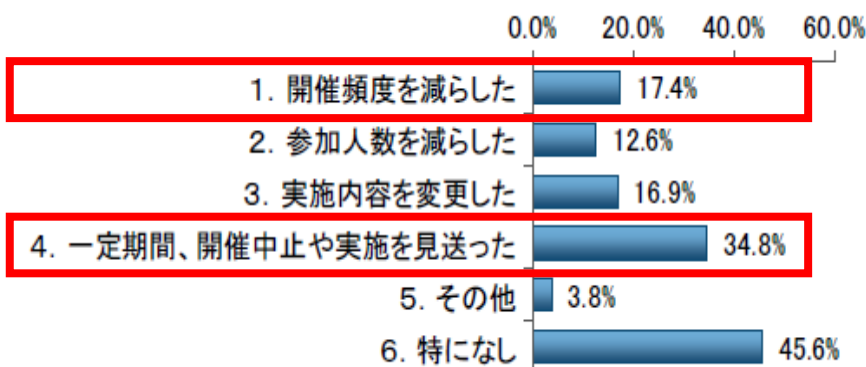


コロナ禍における就労準備支援事業の取組状況

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応状況として、「一定期間、開催中止や実施を見送った」が34.8%、「開催頻度を減らした」が17.4%。
- 約7割の自治体において、オンライン通話やEラーニングは活用せず、感染症予防に配慮しながら、対面により支援を実施している。

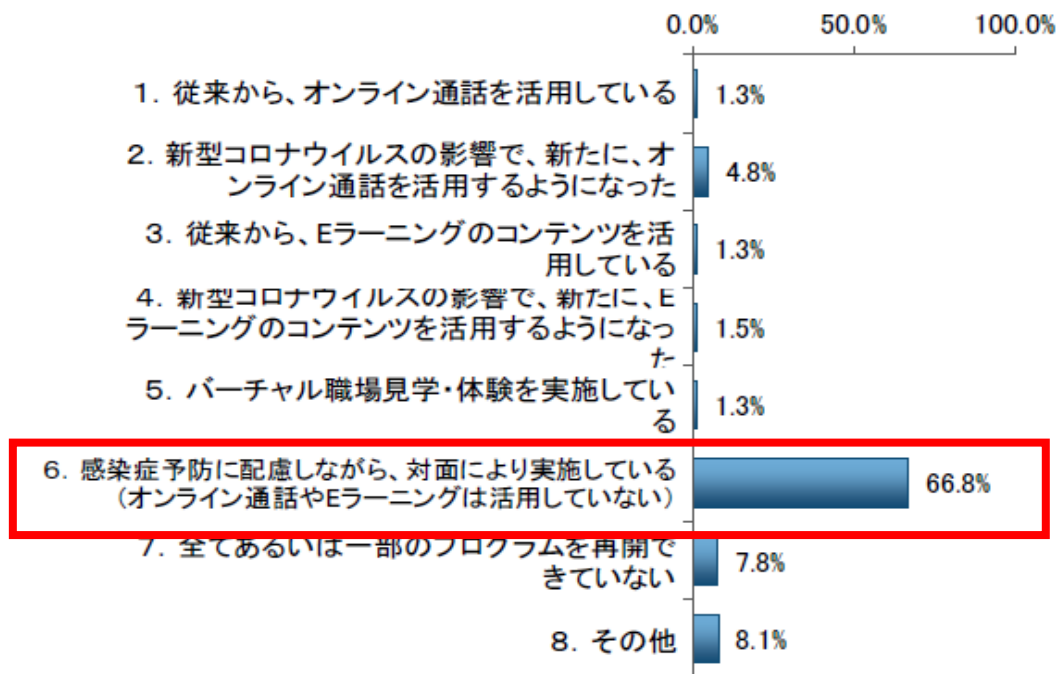
1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応状況

n=397（複数回答）



2. コロナ禍における支援の方法

n=397（複数回答）



就労支援のあり方に関する検討の視点

検討の視点① 就労準備支援事業のあり方について

現状・課題

- 前回改正時の附帯決議において、「生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が努力義務化されることを受け、両事業に地方自治体が取り組みやすくなるように必要な支援措置を講じつつ、今後３年間で集中的に実施体制の整備を進め、全ての地方自治体において両事業が完全に実施されることを目指すこと」とされた。
- 令和３年度は７割の自治体が事業を実施し、令和４年度には９割近くになる見通しだが、現状、任意事業ということもあり、
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、自治体で予算面での対応が困難であること
 - ・ 自治体等へのヒアリングを行っても、実施の必要性、ニーズは認めつつも単独自治体では事業化するだけの利用ニーズが見込まれないこと等の事情が、特に人口規模の小さい自治体で見られる。
- 就労準備支援事業については、約７割の自治体が、利用者への支援終了後の状況として次のステップ（一般就労や就職活動段階）へ進むケースが多いと回答するなど、支援の効果が着実に現れている。

検討の視点

- 就労準備支援事業について、前回改正時の附帯決議や近年の実績、実施予定の状況等を踏まえ、実施率や利用実績の更なる向上に向けた取組をどのように進めていくか。

また、そうした取組を進める上での課題に対する方策をどのように考えるか。

就労支援のあり方に関する検討の視点

検討の視点②ハローワーク等と連携した就労支援のあり方について

現状・課題

- 新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化に伴い顕在化した支援ニーズとして、重要・必要だと回答された割合は、「ハローワークとの連携による就労支援」が約9割と最も高く、実施状況も4割以上と高い状況となっている。
- ハローワークとの連携は生活保護受給者等就労自立促進事業や求職者支援制度などを中心に着実に伸びているが、より多様な支援ニーズに対応するためには、ハローワーク以外の労働施策との連携も促進する必要がある。

検討の視点

- 新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化に対応し、相談者のニーズに応じた就労支援を提供できるよう、ハローワーク等の労働部門との連携強化をどのように図っていくか。
- 定着支援や教育訓練を取り入れたプログラムといった多様な支援ニーズに対応するため、どのような分野・施策と連携していくか。

就労支援のあり方に関する検討の視点

検討の視点③ 就労に向けた準備の機会の確保について

現状・課題

- 認定就労訓練事業所数は着実に増加しているが、地域に認定事業所がない、利用者と認定事業所のニーズが合わないなどの理由から、利用実績が低調となっている。
自治体へのアンケートでは、認定就労訓練事業所の認定数や受入実績を増やすために必要なこととして、
 - ・ 受入れ事業所に対する金銭的インセンティブ
 - ・ 就労訓練事業の開拓を行う専門人材の育成・確保
 - ・ 対象者と就労訓練事業所のマッチングの支援といった回答が多く挙げられている。
- 就労支援においては、一般就労のみでなく、中間的就労など多様なゴールが考えられるが、現行の経済・財政再生計画改革工程表においては就労・増収率がKPIの1つとなっている。

検討の視点

- 認定就労訓練事業所の更なる拡大や事業の利用を促進するため、どのような方策が考えられるか。
また、補助事業で配置している就労訓練アドバイザーや就労訓練事業所育成員について、就労訓練事業の促進に向けてどのような役割を担うべきと考えるか。
- 多様かつ柔軟な就労支援の実現に向けて、どのような取組が求められているか。また、中間的就労や継続的に支援につながっている状態など、多様なゴールについてどのように評価を行うか。

参考資料

ひと、くらし、みらいのために

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果（平成27年4月～令和3年3月）

【平成27年度～令和2年度】

- 施行後5年間の新規相談受付件数(延べ件数)は、約195.0万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約48.9万件。
- 包括的な支援の提供により、約19.3万人が就労・増収につながった。

【令和2年度】

- 新規相談受付件数、プラン作成件数等について、新型コロナの影響等により急激に増加している。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	H30年度 目安値	現KPI（令和1～3年度）
新規相談 受付件数	20件	22件	24件	26件	年間25万人 →人口10万人・1ヶ月当たり に換算すると16件
プラン作成 件数	10件	11件	12件	13件	新規相談件数の50%
就労支援 対象者数	6件	7件	7件	8件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	70%	75%	75%
ステップ アップ率	—	—	80%	90%	プラン作成者のうち自立に向けた 改善が見られた者の割合90% (※令和元年度 85%)

支援状況調査集計結果(H27.4～R2.3)

年度	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率
		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり	(①)	人口 10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (②)		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (③)	
H27	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—	—
H28	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%
H29	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414	70%
H30	237,665	15.5	77,265	5.0	33,969	2.2	25,001	16,333	9,031	5,079	63%
R1	248,398	16.2	79,429	5.2	35,431	2.3	25,212	16,717	8,650	4,890	61%
R2	785,750	51.4	139,016	9.1	76,045	5.0	20,555	14,502	11,923	5,937	27%

法定事業の利用状況と支援効果：自立相談支援事業

- 自立相談支援事業の就労支援対象者数は増加傾向にある。他方、就労・増収率は年々低下しており、令和2年度（速報値）は27%となっている。

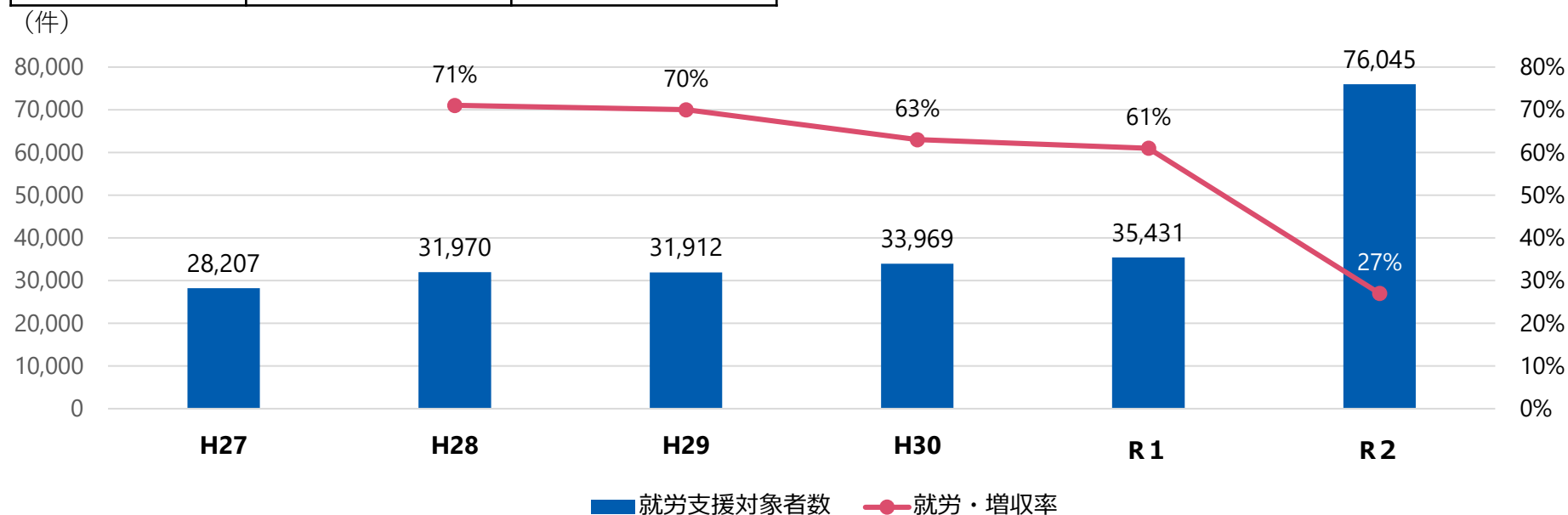
自立相談支援事業の就労支援

	R元年度	R2年度
実施自治体	905自治体	905自治体
利用件数 (延べ数)	32,181件	56,382件



就労支援
対象者
(※)

	R元年度	R2年度
就労・増収率	61%	27%
就労率	47%	19%

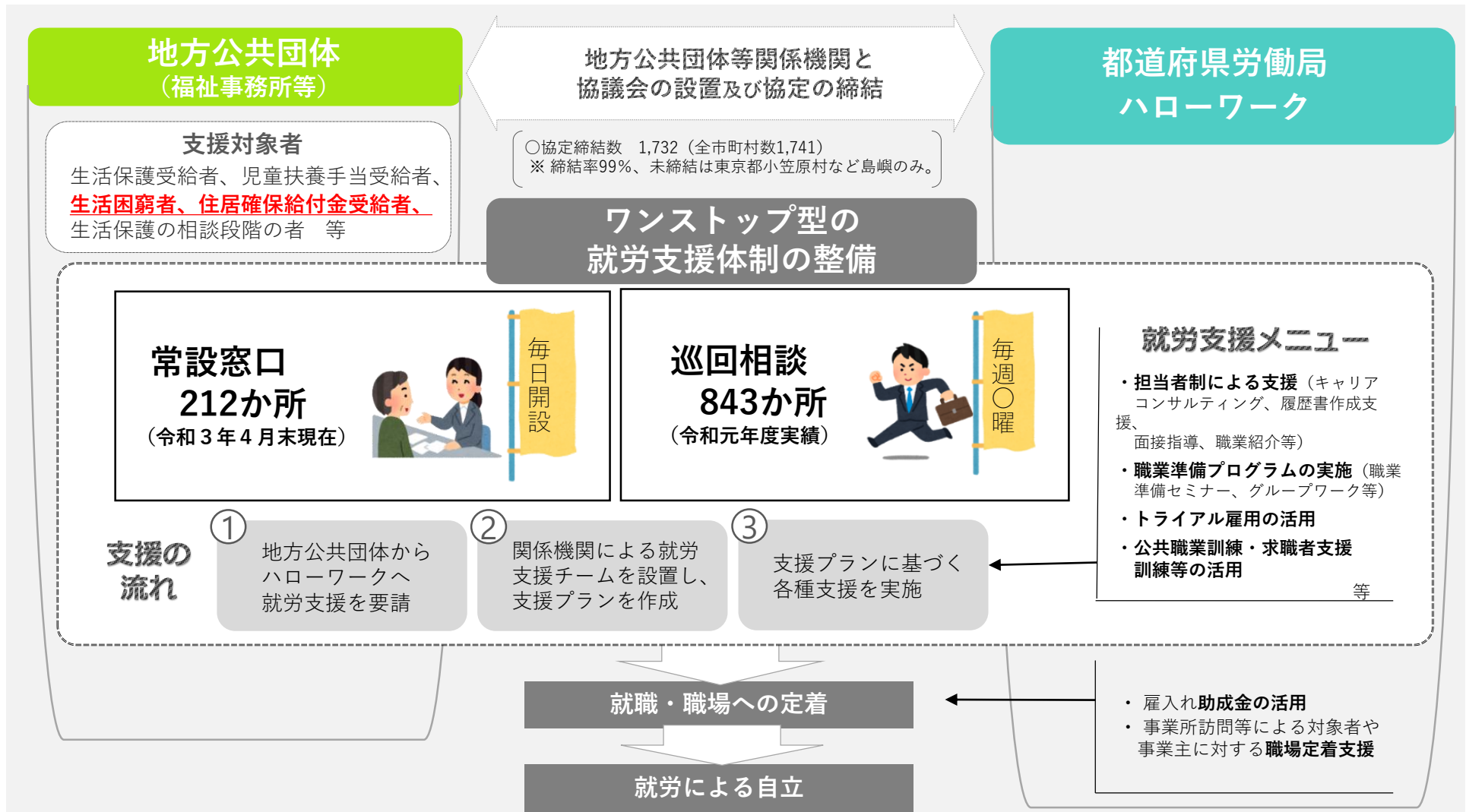


※就労支援対象者は、プラン期間内での一般就労を目標としている人。

生活保護受給者等就労自立促進事業

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備。地方公共団体にハローワークの常設窓口を設置するほか、福祉事務所や自立相談支援機関への巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を推進。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響等により増加が見込まれる生活困窮者に対する就労支援を強化。

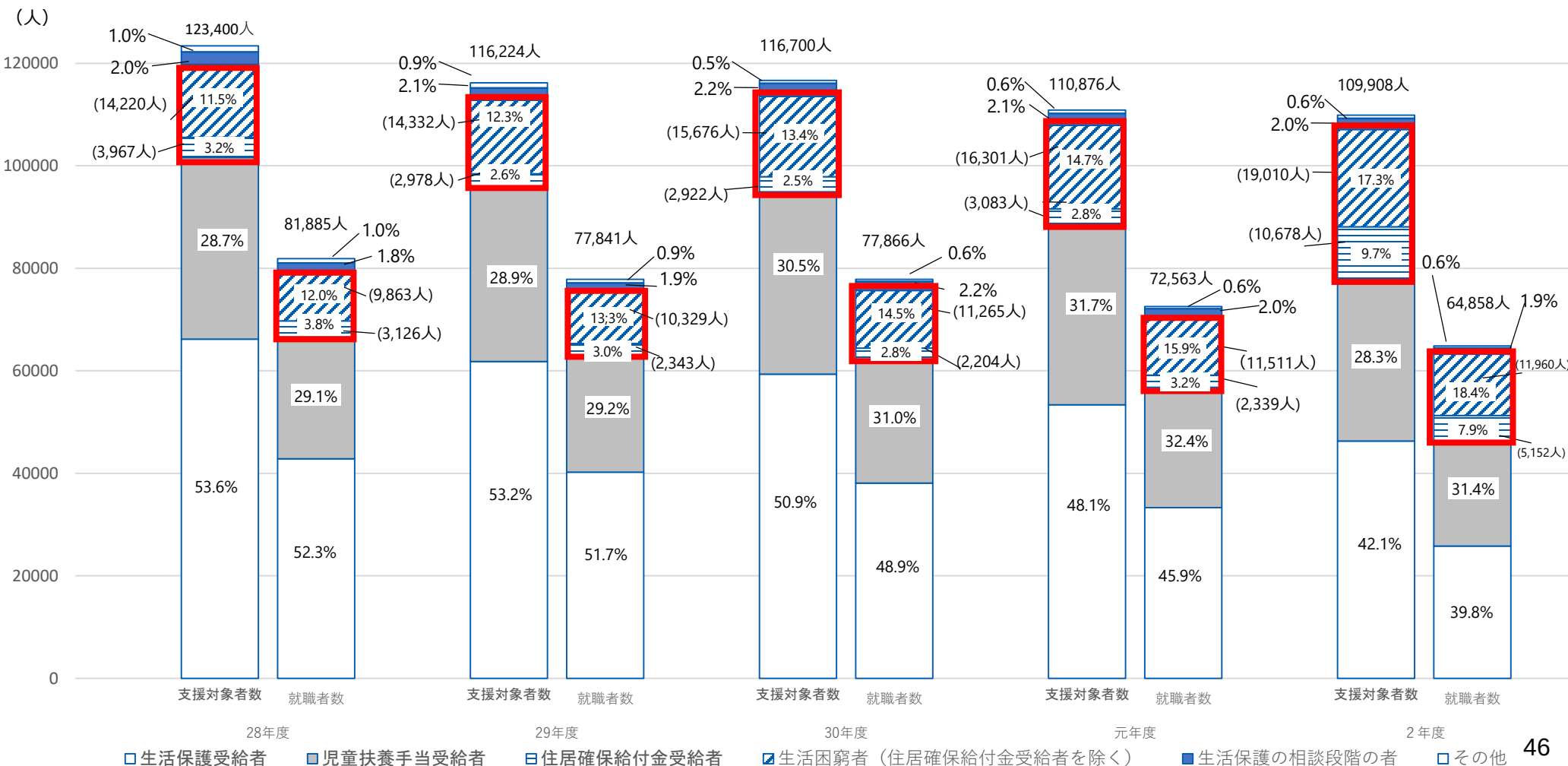


生活保護受給者等就労自立促進事業の実績の推移（対象者別内訳）

支援対象者及び就職者数のいずれについても、生活保護受給者が概ね半数を占めており、次いで児童扶養手当受給者、生活困窮者となっている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度においては、生活困窮者及び住居確保給付金受給者が増加している。

生活困窮者	令和元年度	16,301人	→	令和2年度	19,010人	(16.6%増)
住居確保給付金受給者	令和元年度	3,083人	→	令和2年度	10,678人	(246.4%増)



生活保護受給者等就労自立促進事業における生活困窮者に対する就労支援の連携例

- 新型コロナウイルス感染症の影響により増加した生活困窮者について、自立相談支援機関等との連携強化による就労支援を推進。

ハローワーク高崎

- 市役所内にハローワークの常設窓口を設置。**市役所での給付金申請時や生活再建の相談の後に、常設窓口で職業相談を行う流れを徹底。**市担当者同席のもとで初回相談を実施。2回目以降は予約制とし、当日予約者への支援方針について、**毎朝、市担当者とミーティングを実施しながら、連携して支援。**生活相談と職業相談の連携により、対象者の課題を把握でき、スピード感をもって早期再就職につなげることが可能に。
- 住居喪失者にスピーディーに対応できるよう、入寮可能な事業所を開拓しておき、いつでも市役所で出張面接を行えるよう準備。
- 社員寮入寮の場合や定着に不安がある対象者については、初日、3日目、1週間後、2週間後ときめ細かくフォローアップ。コロナ禍の現状では、事業所開拓、定着支援ともに電話対応となっているが、繰り返し連絡を取ることで、安心と信頼を得ることができ、採用が難しいと思われた求職者の受け入れも可能に。

* 支援対象者：117%増（元年度比）

ハローワーク大津

- 市役所内にハローワークの常設窓口を設置。早期就労につながるよう、**市での住居確保給付金や、市社会福祉協議会での生活福祉資金等の利用相談時に、就労希望者に本事業を説明し、市役所内の常設窓口へ誘導する流れを構築。**
- 市や社協相談員の同席の下で初回の職業相談を実施。2回目以降の職業相談についても、相談内容や応募状況等を市や社協と随時共有しつつ、完全担当者制／完全予約制のもと、利用者の希望に沿った支援を実施。就職後の定着支援の状況も共有（コロナ禍で相談員同席が困難だった際は、電話等で情報を共有）。
- 市役所内で就職活動と生活再建（水道料金・市税・国民健康保険料等に関する相談）を同時に進めることが可能に。

* 支援対象者：161%増（元年度比）

ハローワーク塩山

- ハローワークから市役所への**巡回相談の回数を増やす**とともに、巡回相談以外にも随時相談が可能となるよう、市担当者とのホットラインを構築。**相互に困難事案、ケース会議を持ちかける体制を整備。**
- 支援対象者の抱える課題やニーズに応じて、本事業担当の職員や就職支援ナビゲーターだけではなく、ハローワーク内の訓練担当、学卒担当、障害担当をメンバーとしたチームを随時結成。**自治体からは、自立相談支援機関の担当者や母子相談員がケース会議に参画**するなど、対応しうる支援策を提示・検討することでより良い方向性を見いだすことが可能に。

* 支援対象者：141%増（元年度比）

ハローワーク日立

- 市役所内にハローワークの常設窓口を設置。ハローワーク日立を利用する求職者にアンケート「生活状況調査」を実施し、生活に困窮している状況を早期に把握して常設窓口へ誘導。常設窓口では、求職者から詳細に話を聴き取り、市社会福祉協議会へつないで連携。
- **市社協では、早期の就労支援につなぐため、生活福祉資金等の相談時に本事業を説明し、常設窓口への誘導を強化。**
- ケース会議では、支援対象者の経歴や阻害要因について情報を共有し支援の方向性を検討。就職後のフォローアップについても情報を共有し、職場定着に向けて連携。
- 住居喪失者には、住込みで就労可能な事業所の協力を得て、市役所で面接を実施。面接には、必要に応じて常設窓口の担当者やケースワーカーが同席。

* 支援対象者：689%増（元年度比）

求職者支援制度について

○ 概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講し、再就職や転職を目指す制度
- 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、離職して収入がない者を主な対象としているが、収入が一定額以下の場合は、在職中に給付金を受給しながら、訓練を受講できる
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講できる

○ 制度活用の要件

訓練受講の要件 A	● ハローワークに求職の申し込みをしていること ● <u>雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと</u> ● 労働の意思と能力があること ● 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めたこと
職業訓練受講給付金の支給要件 B	● 本人収入が月8万円以下 <u>「シフト制で働く者などは月12万円以下（令和4年3月末までの特例）」</u> ● <u>世帯全体の収入が月25万円以下</u> ● <u>世帯全体の金融資産が300万円以下</u> ● 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない ● 全ての訓練実施日に出席している（やむを得ない理由がある場合でも、8割以上の出席率がある） ● 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない ● 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

○ 主な対象者

給付金を受けて訓練を受講している者 〔AとBに該当する者〕	
離職者	雇用保険の適用がなかった離職者 フリーランス・自営業を廃業した者 雇用保険の受給が終了した者など
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正規雇用への転職を目指す者など
給付金を受けずに訓練を受講している者（職業訓練を無料で受講） 〔Aのみ該当する者〕	
離職者	親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある者など（親と同居している学卒未就職者など）
在職者	働いていて一定の収入のある者など（フリーランスで働きながら、正規雇用への転職を目指す者など）

○ 求職者支援制度の対象となる職業訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を、求職者支援訓練として認定
- 求職者支援訓練は、地域の求人ニーズを踏まえ都道府県ごとに策定された「地域職業訓練実施計画」に基づき認定
- 訓練受講者が希望する場合、給付金を受給しながら公共職業訓練など（※）を受講することができる

※ 公共職業訓練は主に雇用保険受給者を対象とする訓練。求職者支援訓練は主に雇用保険を受給できない者を対象とする訓練
雇用保険受給者は、希望する場合に求職者支援訓練を受講できるが、雇用保険を受給できない者の受講が優先される
公共職業訓練の期間は、3か月から2年（令和4年3月末まで特例として1か月から2年）「など」は就職氷河期世代向け訓練など

○ 求職者支援訓練の種類

基礎コース	訓練内容	社会人としての基礎的能力および短時間で習得できる技能などを付与する訓練	
	訓練期間	2か月から4か月	
	訓練分野	ビジネスパソコン基礎科、オフィスワーク基礎科など	
実践コース	訓練内容	職務遂行のための実践的な技能などを付与する訓練	
	訓練期間	3か月から6か月（就職に直結する資格を取得できる介護分野などは2か月から） ※ シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは2週間から（令和4年3月末までの特例）	
	訓練分野	I T 営業・販売・事務 医療事務 介護福祉 デザイン その他	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など OA経理事務科、営業販売科など 医療・介護事務科、調剤事務科など 介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など 広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など 3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

○ 求職者支援訓練の実施機関に対する奨励金

基礎コース	基礎コース：受講者数に応じて定額を支給：6万円／人月
実践コース	訓練修了者のうち、特に安定した雇用が実現した（雇用保険被保険者となった）者の割合に応じて支給 60%以上：7万円／人月、35%以上60%未満：6万円／人月、35%未満：5万円／人月 ※ シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは、55%以上：7万円／人月、 30%以上55%未満：6万円／人月、30%未満：5万円以上／人月

※この他、託児サービスを提供する訓練実施機関に対し、児童一人当たり月6万6千円を限度に保育奨励金を支給

○ 職業訓練受講給付金の支給額

訓練受講手当	月10万円 ※ 訓練開始日から1か月ごとに区切った期間の日数が28日未満の場合、1日当たり3,580円
通所手当	訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円）
寄宿手当	月10,700円 ※ 同居の配偶者、子および父母と別居して寄宿する場合などに支給

※ 給付金を受給しても訓練期間中の生活費が不足する場合、給付金に上乗せして資金を融資する制度により支援

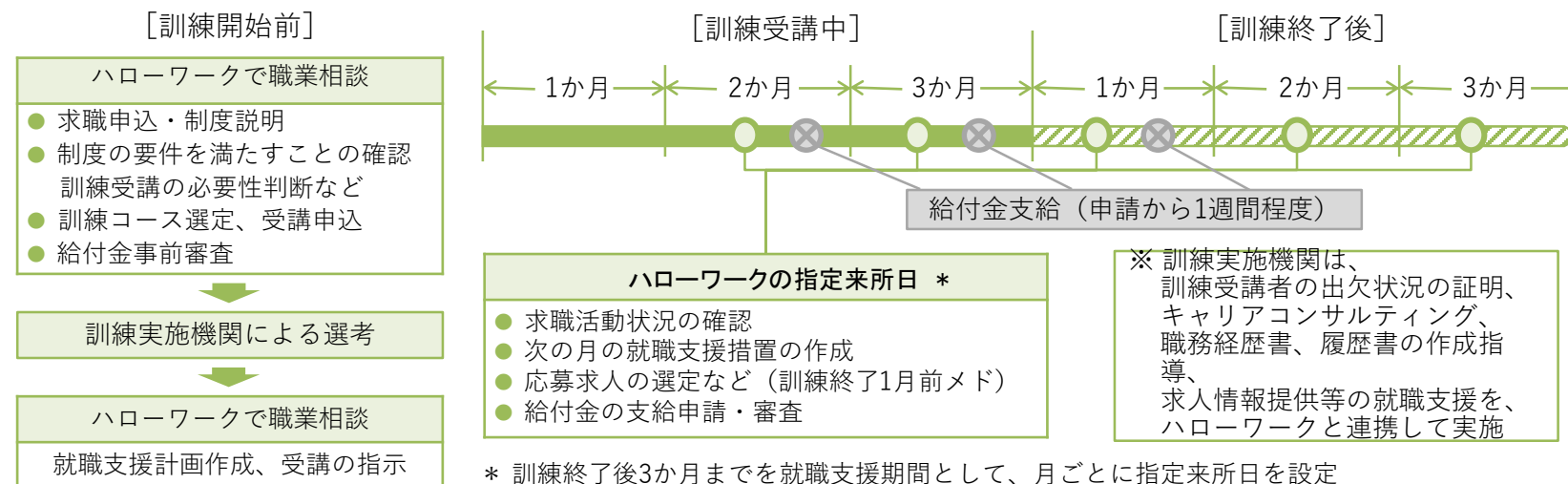
〔求職者支援資金融資〕

- ・貸付額：単身者月額5万円、扶養家族を有する者月額10万円×給付金の受講予定訓練月数
- ・利率：2%（うち信用保証料0.5%）・担保・保証人：不要

○ 訓練受講者に対する就職支援

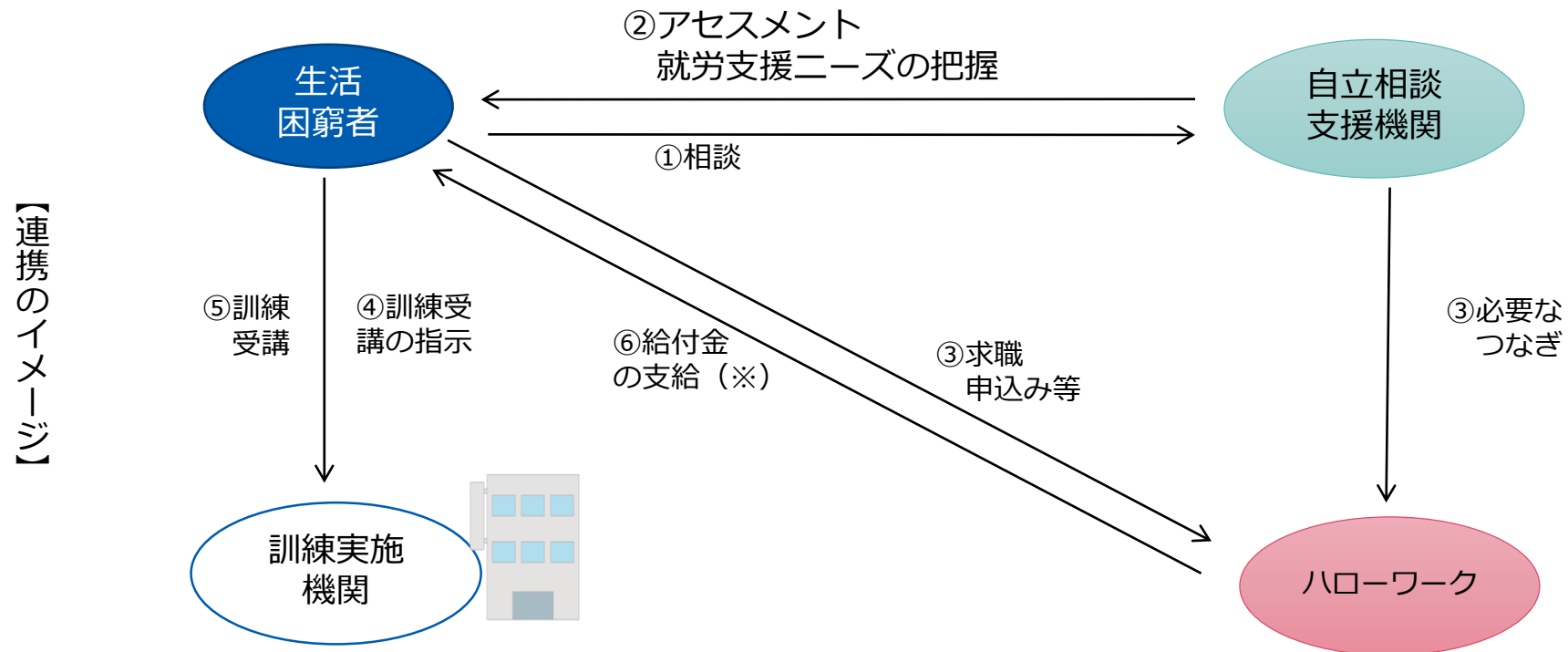
- ハローワークが、訓練受講者ごとに就職支援計画を作成し、職業訓練の情報提供から訓練終了後の就職までの支援を、訓練実施機関と連携を図りながら、個別・伴走型できめ細かに行う

※ 就職支援のながれ（3か月訓練の例）



求職者支援制度との連携

- 求職者支援制度を利用するには、ハローワークに求職申込みをする等要件に合致することを確認した上で、ハローワークから訓練受講の指示を受けることが必要。
- 生活困窮者のうち求職者支援制度の利用意向がある人については、自立相談支援機関からハローワークにつないだ上で必要な手続を行い、訓練を受講することとなる（自立相談支援機関は、訓練受講中の伴走支援を行う）。



※給付金支給要件を満たすもののみ

職業訓練受講給付金（月10万円＋通所手当）を受給しながら訓練の受講をすることで、早期就労につなげることが可能。

また、住居確保給付金の令和3年11月末までの申請について、職業訓練受講給付金との併給が可能。

生活保護受給者等を雇い入れる事業主に対する助成措置 (特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)の支給)

1 趣 旨

生活保護受給者等には、就労経験が乏しいことや家庭の事情等、就労に当たって複合的な阻害要因を抱えている者がおり、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配慮が必要となる。このため、生活保護受給者及び生活困窮者を雇い入れる事業主に助成を行うことにより、これらの者の雇入れ及び継続雇用を促進する。

2 内 容

(1) 対象事業主

生活保護受給者又は生活困窮者(※)を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

※地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者又は地方公共団体が就労支援を行った者であって、支援期間が通算して3か月を超える者

(2) 助成対象期間

1年

(3) 支給金額

短時間労働者以外の者	:	30万円(25万円)	※1 × 2 ※2
短時間労働者	:	20万円(15万円)	× 2

※1 括弧内は中小企業以外に対する支給額

※2 6か月ごとに2回支給

トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース)

■ 概要

職業経験の不足などから、就職が困難な求職者の正規雇用等の早期実現を図るため、これらの求職者を、常用雇用へ移行することを目的に一定期間（原則 3 か月）試行雇用する事業主に対して助成する制度。

■ 助成内容等

対象労働者	支給額
就労支援にあたり、特別の配慮を有する者 (生活保護受給者、日雇い労働者、ホームレス、 生活困窮者 等)	月額 4 万円
母子家庭の母等（父子家庭の父含む）	月額 5 万円

※ ハローワーク、職業紹介事業者等（助成金の取扱いに係る同意書の提出が必要）の紹介が必要。

※ 母子家庭の母等の場合、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の第 2 期の併用が可能。

■ 予算及び実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和3年度
予算額	37.8億円	23.6億円	10.8億円	12.0億円	13.1億円
実 績	22.5億円	18.2億円	10.6億円	3.4億円	—

公共職業安定所（ハローワーク）の役割

○ハローワークは、憲法に定められた勤労権の保障のため、障害者や生活保護受給者の方など民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者や人手不足の中小零細企業を中心に無償で支援を行う雇用のセーフティネットの中心的役割を担うもの。

（令和2年度実績）新規求職者数453.7万件、新規求人数790.6万件、就職件数111.5万件、雇用保険受給資格決定件数151.4万件

○ハローワークは、職業紹介、雇用保険、雇用対策（企業指導・支援）の3業務を一体的に実施（※1）することで、増加している就職困難者の方などへの就職支援（※2）を効果的に実施。

（※1）OECDの雇用戦略でも、職業紹介・雇用保険（失業給付）・雇用対策の3機能は統合されるべきと勧告（1994年・2006年）

（※2）障害者の方に対する関係機関と連携したチーム支援による職業紹介と障害者雇用率達成指導を一体とする支援など

○ハローワーク（544所）の全国ネットワークによる支援（※3）のほか、雇用対策協定（213自治体）に基づく連携施策やワンストップ窓口（340カ所）等により、地域密着型の就職支援を実施。

（※3）東京の本社から一括で求人受理し、全国のハローワークで職業紹介を実施したり、UIターン希望者への職業紹介を実施

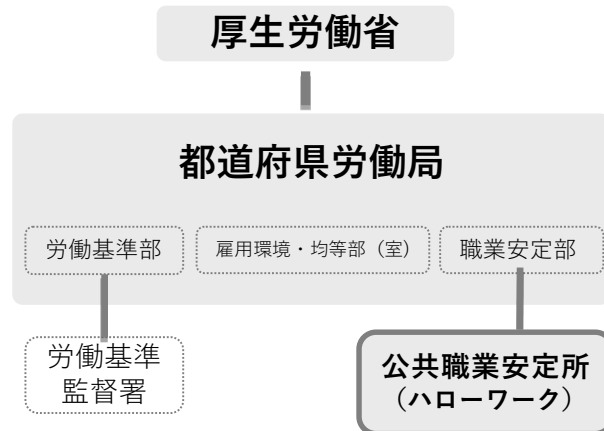
（注）いずれも令和3年4月1日時点の数値

○主要国と比較して少ない職員数（※4）の下、業務システムの刷新や、PDCAサイクルを通じた全ハローワークにおける業績評価・改善の取組を通じて、利用者サービスの向上を推進。

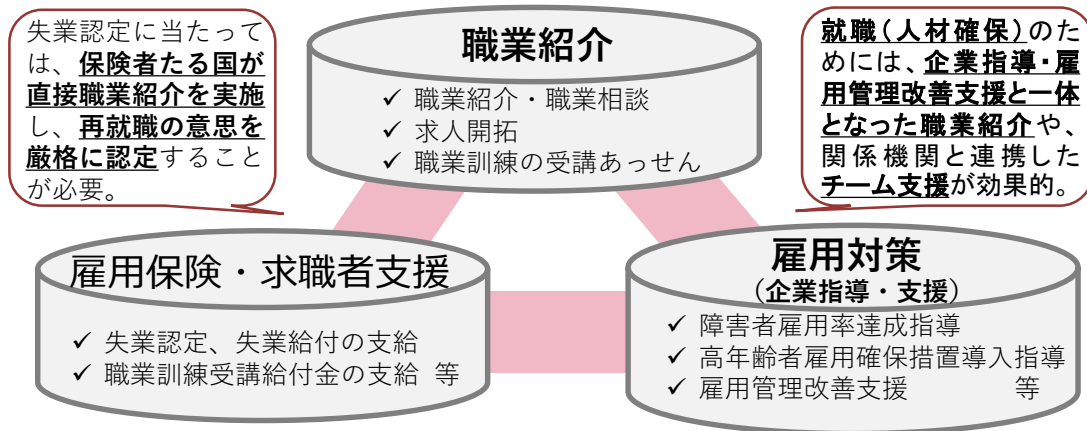
（令和3年度のハローワークの人員体制）職員数10,148人、相談員数22,439人

（※4）職員1人当たり労働力人口及び失業者数を比較すると、ハローワークの職員数は、欧州主要国の1/3～1/10程度。

組織上の位置づけ



主な業務



経緯

- 平成27年11月 「地方分権改革有識者会議報告書」において、地方版ハローワークの設置権限を地方に移譲することとされる。
- 平成27年12月 「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（閣議決定）において、地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できるようにする等の見直しを行うこととされる。
- 平成28年5月 第6次地方分権一括法（職業安定法と雇用対策法（※）の改正）が成立（同年8月20日施行） ※現・労働施策総合推進法

改正職業安定法の内容

- ✓ 民間の職業紹介事業者とは異なる位置づけ・公的な主体として無料職業紹介を実施できる。
 - ① 無料職業紹介事業開始時の届出の廃止（通知のみ）
 - ② その他各種規制の見直し（国による助言指導、勧告、報告徴収、立入検査の廃止、事業停止命令の廃止等）
- ✓ 無料職業紹介を行う地方公共団体が希望する場合に、国のハローワークの求人・求職情報をオンライン提供（法定化）
 - ・ 求人情報のオンライン提供（平成26年9月開始）
 - ・ 求職情報のオンライン提供（平成28年3月開始）

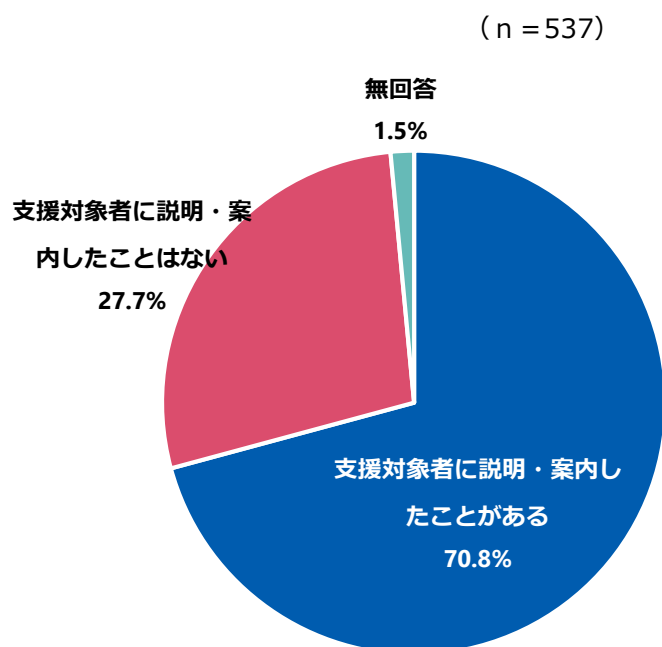
設置状況及び実績等

- ✓ **設置事業所数 905所（431自治体）**（令和3年3月末現在。令和2年3月末より45所（13自治体）増）
※ 法施行前に届出により無料職業紹介事業を行っていた事業所で、地方版ハローワークに移行したものを含む（参考：平成28年8月末時点 552所）。
- ✓ **無料職業紹介事業実績**（令和元年度職業紹介事業報告書）
新規求職申込件数 28,994件（対前年度比7.0%減） **新規常用求人数 239,170件**（同0.6%減） **就職件数 9,759件**（同1.7%増）
- ✓ **主な実施目的**
 - ・ 特定分野への職業紹介（医療、保育、教育、農業、漁業 等）
 - ・ 特定の対象者の職業紹介（生活保護受給者・生活困窮者、UIJターン希望者、女性、若者、障害者、中高年齢者 等）
 - ・ 県内企業の人材確保支援
 - ・ 近隣にハローワークがない住民へのサービス（ハローワークまで車で1時間（約40キロ）の立地）

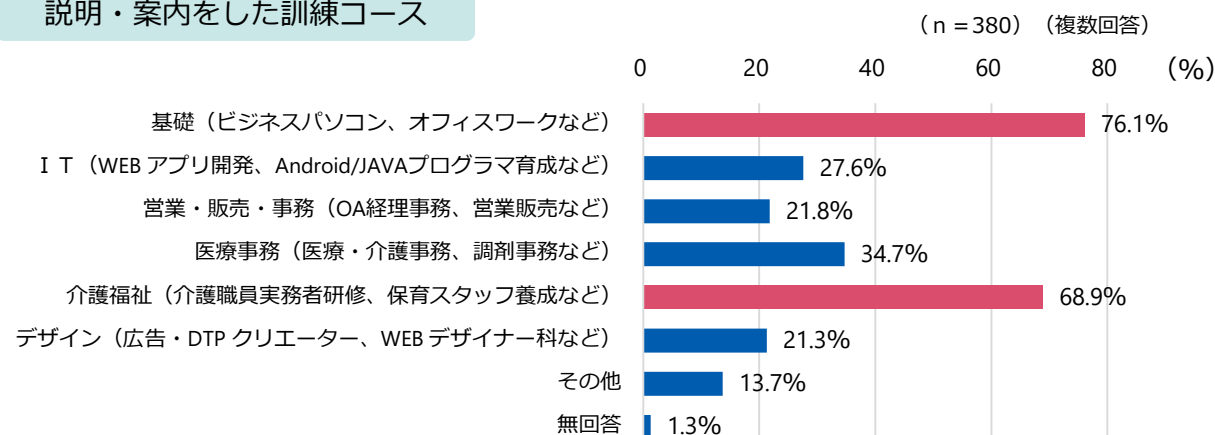
職業訓練制度の説明・案内の実施状況

- 自立相談支援機関において、「支援対象者に職業訓練制度を説明・案内したことがある」が76.1%。説明・案内をした訓練コースは、「基礎（ビジネスパソコン、オフィスワークなど）」が79.0%、「介護福祉（介護職員実務者研修、保育スタッフ養成など）」が68.9%と高い割合となっている。
- 職業訓練制度を説明・案内したことがない理由は、「相談者が希望しない」がもっとも高く62.2%、次いで「支援対象者に案内できる適切な訓練プログラムがない」が49.5%となっている。

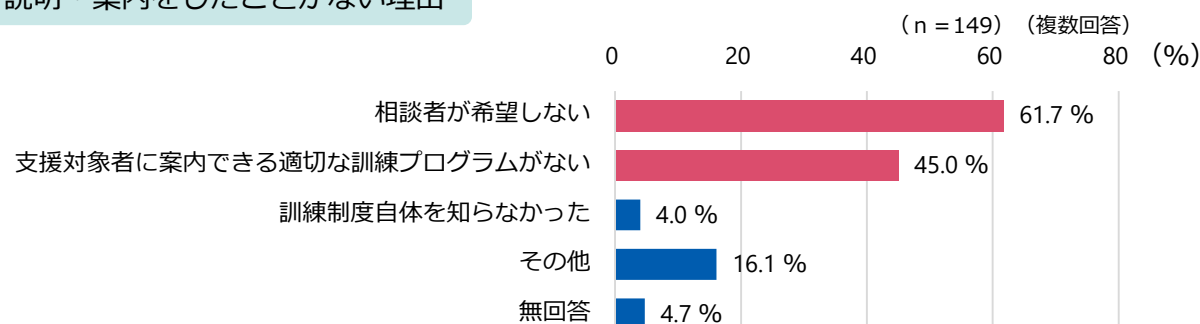
職業訓練制度の説明・案内について



説明・案内をした訓練コース



説明・案内をしたことがない理由



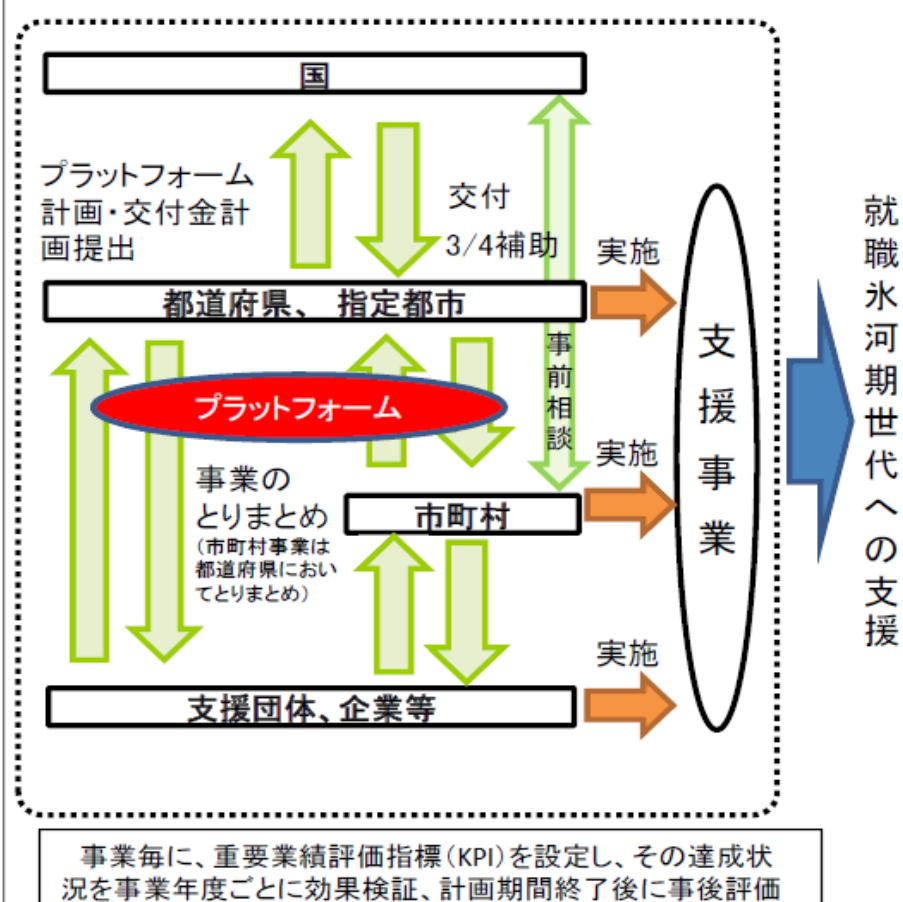
事業概要

- 就職氷河期世代支援は、地方公共団体において、当該地域における就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえ、地域の経済団体、就労、福祉等の関係機関、当事者団体や支援団体等と連携しながら取組を進めることが重要。
- このため、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む地方公共団体等を強力に後押しするとともに、優良事例を横展開。

事業メニュー(交付金対象例)

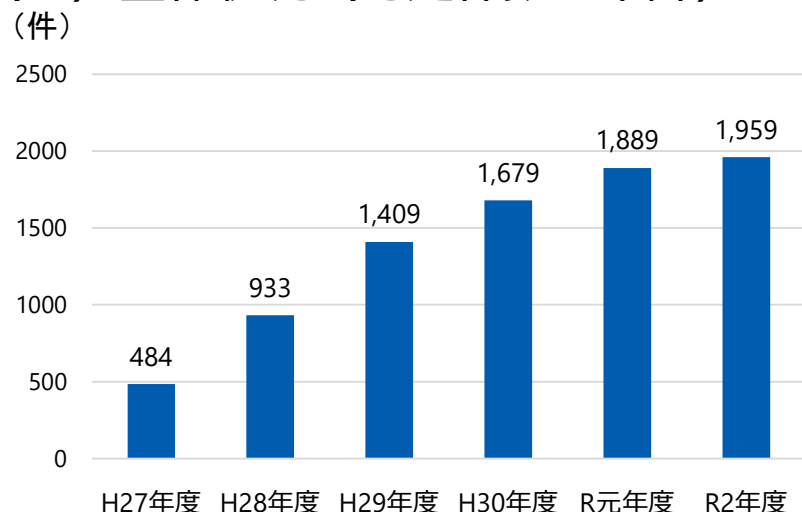
- 地域における就職氷河期世代の実態調査、ニーズ把握、効果検証
 - ・地域のシンクタンク等への委託 等
- 就職氷河期世代に特化した相談支援の実施
 - ・就労のみならず生活・健康・社会参加等について相談を受け、関係機関につなぐための相談窓口の開設 等
- 多様な働き方や社会参加の場の創出
 - ・ひきこもりがちの方に対する居場所の整備・提供
 - ・就職氷河期世代への支援を強化する認定就労訓練事業所への支援
 - ・長期無業者が親と一緒に働く機会の提供(いわゆる「親子ペア就業」) 等
- 地域の創意工夫を活かした就職説明会の開催 等
- 社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減
 - ・広域移動時の交通費の支給
 - ・就労を前提とした奨学金の返還支援 等
- 他の国庫補助金等の対象となっている事業の充実・強化 等
 - ・補助対象人数を超えた相談員の配置
 - ・補助対象回数を超えた支援人材養成研修の開催
 - ・地方公共団体等独自の事業について、就職氷河期世代支援のための拡充

事業スキーム

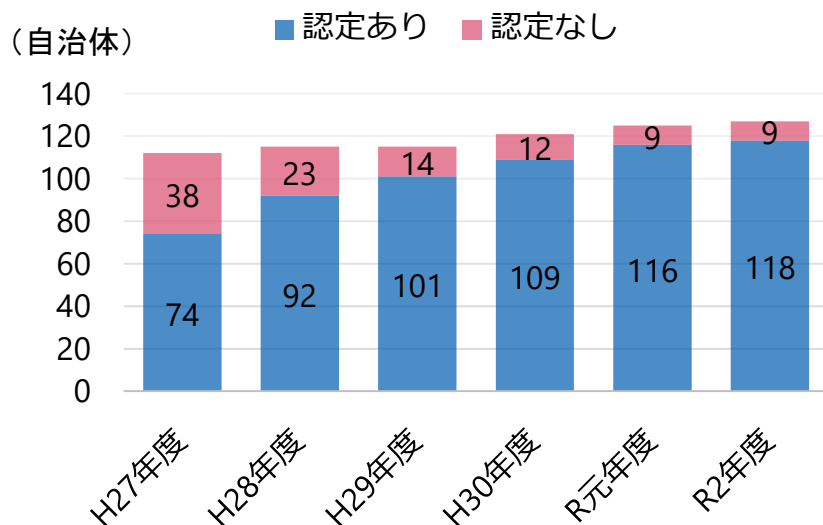


認定就労訓練事業所の認定状況の推移

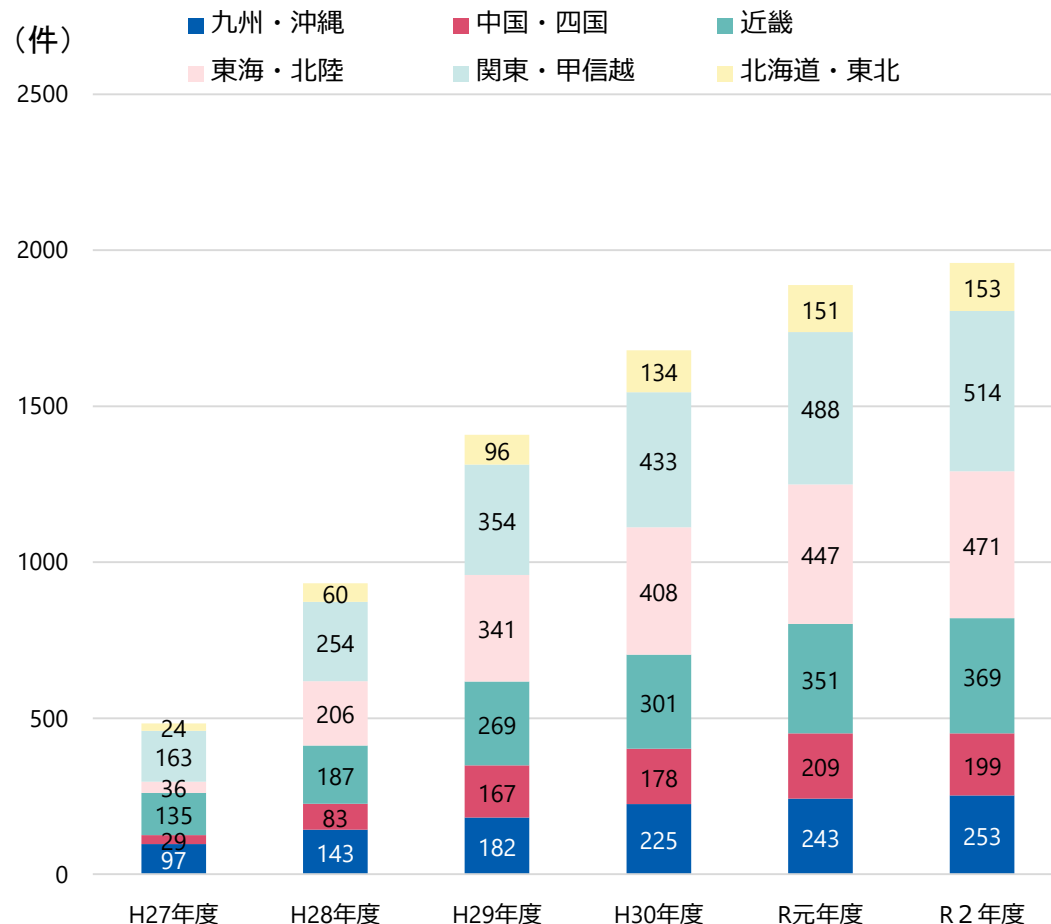
(1) 全体状況（認定件数：累計）



(3) 認定主体別の状況



(2) ブロック別の状況（認定件数：累計）



○ 認定件数、認定あり自治体の割合は着実に増加。

◇ 都道府県別の認定状況
(令和3年3月31日時点)

北海道	62	滋賀県	20
青森県	20	京都府	12
岩手県	2	大阪府	248
宮城県	24	兵庫県	28
秋田県	31	奈良県	36
山形県	2	和歌山県	25
福島県	12	鳥取県	8
茨城県	8	島根県	24
栃木県	16	岡山県	75
群馬県	8	広島県	42
埼玉県	81	山口県	16
千葉県	84	徳島県	10
東京都	120	香川県	10
神奈川県	129	愛媛県	2
新潟県	3	高知県	12
富山県	10	福岡県	100
石川県	8	佐賀県	23
福井県	40	長崎県	9
山梨県	7	熊本県	2
長野県	58	大分県	20
岐阜県	19	宮崎県	37
静岡県	36	鹿児島県	15
愛知県	331	沖縄県	47
三重県	27	合計	1,959

※ 認定主体（127自治体）別の状況
(都道府県)

北海道	18	滋賀県	19
青森県	18	京都府	2
岩手県	1	大阪府	69
宮城県	7	兵庫県	9
秋田県	26	奈良県	28
山形県	2	和歌山県	22
福島県	6	鳥取県	4
茨城県	8	島根県	24
栃木県	14	岡山県	28
群馬県	1	広島県	10
埼玉県	61	山口県	16
千葉県	50	徳島県	10
東京都	100	香川県	2
神奈川県	14	愛媛県	1
新潟県	1	高知県	7
富山県	6	福岡県	59
石川県	7	佐賀県	23
福井県	29	長崎県	2
山梨県	6	熊本県	2
長野県	44	大分県	9
岐阜県	14	宮崎県	1
静岡県	7	鹿児島県	12
愛知県	41	沖縄県	35
三重県	27	47都道府県計	902

(政令指定都市)

札幌市	37
仙台市	17
さいたま市	7
千葉市	20
横浜市	78
川崎市	11
相模原市	26
新潟市	2
静岡市	4
浜松市	25
名古屋市	287
京都市	10
大阪市	98
堺市	19
神戸市	9
岡山市	13
広島市	15
北九州市	1
福岡市	17
熊本市	0
20指定都市計	696

(中核市)

函館市	1	大津市	1
旭川市	6	豊中市	10
青森市	1	吹田市	7
八戸市	1	高槻市	3
盛岡市	1	枚方市	1
秋田市	5	八尾市	23
山形市	0	寝屋川市	2
福島市	4	東大阪市	16
郡山市	2	姫路市	1
いわき市	0	尼崎市	8
水戸市	0	明石市	0
宇都宮市	2	西宮市	1
前橋市	1	奈良市	8
高崎市	6	和歌山市	3
川越市	4	鳥取市	4
越谷市	4	松江市	0
川口市	5	倉敷市	34
船橋市	8	呉市	4
柏市	6	福山市	13
八王子市	20	下関市	0
横須賀市	0	高松市	8
富山市	4	松山市	1
金沢市	1	高知市	5
福井市	11	久留米市	23
甲府市	1	長崎市	5
長野市	14	佐世保市	2
岐阜市	5	大分市	11
豊橋市	0	宮崎市	36
岡崎市	1	鹿児島市	3
豊田市	2	那覇市	12
60中核市計	361		

認定就労訓練事業者に対する支援について

- 認定就労訓練事業者について、税制面、財政面、ノウハウ面での支援を総合的に行う。

1. 税制上の措置について

- 社会福祉事業として、認定就労訓練事業を行う事業者に関する税制上の措置を実施。

税 目	平成27年度税制改正内容
固定資産税、都市計画税	社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。
不動産取得税	社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する不動産に係る不動産取得税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。
事業所税	認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。
登録免許税	認定生活困窮者就労訓練事業について、社会福祉法人が社会福祉事業の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の非課税措置（登録免許税法別表第三）を適用する。
消費税	消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲から、生活困窮者自立支援法に基づく認定生活困窮者就労訓練事業のうち生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除外する。

※ 固定資産税、都市計画税、不動産取得税に関する措置の対象となる「社会福祉法人等」の範囲は、他の社会福祉事業と同様、社会福祉法人、消費生活協同組合等。

※ 認定就労訓練事業では、商品を製造・販売する場合等があることから、障害者就労継続支援事業の例も踏まえ、消費税を課税。

2. 立ち上げ支援、優先発注について

- 法に基づく「その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」として、認定就労訓練事業者に対する立ち上げ支援を実施。
- 地方自治体が随意契約によりことができる場合として、認定就労訓練事業所から物品を買い入れる場合等を地方自治法施行令に追加。

3. その他

- 「就労訓練事業（いわゆる中間的就労）事例集」を作成。
- 就労訓練事業の意義・内容や認定の手続などをまとめた事業所向けパンフレットを作成。

KPIの見直しと平成31年度が目安値について

- 生活困窮者自立支援制度においては、「経済・財政再生計画改革 工程表」(平成28年12月21日 経済財政諮問会議決定。平成29年12月21日改定。)を踏まえ、2018年度までKPI(主要評価指標)を策定している。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、「改革工程表の全44項目を着実に推進」とされたことを受け、平成30年末に現KPIの見直しを実施、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)で、新たに2021年度までのKPIが策定された。
- KPIの見直しを踏まえ、平成31年度が目安値を以下のとおり設定する。

現 K P I (～2018年度)	
項目	K P I (2018年度)
新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	年間40万人 ※人口10万人当たり・1ヶ月当たり に換算すると26件
プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	新規相談受付件数の50%
就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	プラン作成件数の60%
就労・増収率	75%
ステップアップ率	90%



次期 K P I (2019年度～2021年度)		
項目	2019年度 目安値	K P I (2021年度)
新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	【人口規模】	年間25万人 ※人口10万人当たり・1ヶ月当たり に換算すると16件 ※人口10万人未満の自治体について は人口規模別に設定
	2万人未満	
	2万人以上～3万人未満	
	3万人以上～4万人未満	
	4万人以上～5万人未満	
	5万人以上～6万人未満	
	6万人以上～7万人未満	
	7万人以上～8万人未満	
	8万人以上～9万人未満	
	9万人以上～10万人未満	
	10万人以上(※人口10万人あたり)	
プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	新規相談受付件数の50%	新規相談受付件数の50%
就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%
就労・増収率	75%	75%
プラン作成者のうち、自立に 向けての改善が見られた者の割合	85%	90%